

第1 監査の結果

本件請求について、請求人の主張には理由がないと認めます。

第2 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

令和5年9月20日

3 請求の内容

請求の内容は、別紙1のとおりです。

4 要件審査

監査委員は、令和5年10月6日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することを決定しました。

第3 監査の実施

1 監査対象事項の決定

令和3年度から令和4年度にかけて実施された「レシートを活用した市内飲食店利用促進事業」（以下「レシ活チャレンジ」といいます。）及び「レシートを活用した市民・事業者支援事業」（以下「レシ活 VALUE」といいます。以下「レシ活チャレンジ」及び「レシ活 VALUE」を併せて「レシ活事業」といいます。）に関し、市長が行ったWED株式会社（以下「同社」といいます。）への業務委託に係る契約の履行及び公金の支出が違法又は不当な財務会計上の行為に該当するか否か並びにレシ活事業参加者の失効ポイントに係る公金の取扱いが違法又は不当な財産の管理を怠る事実に関連するか否かを監査対象事項としました。

2 監査対象局

政策局及び経済局を監査対象局としました。

3 証拠の提出及び陳述の聴取

監査委員は、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和 5 年 10 月 17 日に追加の証拠の提出を受けるとともに、令和 5 年 10 月 18 日に陳述を聴取しました。

また、監査委員は、令和 5 年 10 月 17 日に監査対象局から見解書（別紙 2 のとおり）の提出を受けるとともに、令和 5 年 10 月 18 日に監査対象局職員から陳述を聴取しました。

第 4 監査の結果

1 請求人及び監査対象局職員の陳述

請求人及び監査対象局職員から聴取した陳述内容は、別紙 3 及び別紙 4 のとおりです。

2 事実関係の確認

請求人からの提出書面及び請求人の陳述、監査対象局からの提出書面及び監査対象局職員の陳述並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事実を認めました。

(1) レシ活事業の概要について

ア レシ活チャレンジについて

当該事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、神奈川県からの夜間営業時間の短縮・休業の要請に協力いただき、厳しい経営状況にある飲食店を支援することを目的に、令和 3 年 12 月 1 日から令和 4 年 4 月 22 日までの期間（以下「レシ活チャレンジ 1」といいます。）及び令和 4 年 8 月 26 日から令和 4 年 9 月 13 日までの期間（以下「レシ活チャレンジ 2」といいます。）、実施されています。

当該事業には、同社が運営するスマートフォンのアプリ（以下「アプリ」といいます。）を通じて参加することができ、当該事業の参加者は市内飲食店の対象店舗の発行したレシートをアプリに投稿すること等で、利用金額に応じたポイントの付与等を受けることができます。

イ レシ活 VALUE について

当該事業は、原材料価格・物価高騰に直面する市民や市内事業者を支援するため、令和4年8月26日から令和4年10月25日までの期間（以下「レシ活 VALUE 1」といいます。）及び令和5年1月1日から令和5年2月4日までの期間（以下「レシ活 VALUE 2」といいます。）、実施されています。

当該事業には、アプリを通じて参加することができ、レシ活 VALUE 1 の参加者は飲食店を除く市内事業者が発行したレシートを、レシ活 VALUE 2 の参加者は飲食店及びガソリンを除く市内事業者が発行したレシートを、アプリに投稿することで、利用金額に応じたポイントの付与を受けることができます。

なお、レシ活 VALUE 1 は、郵送申請による参加も可能とされており、郵送申請による参加者は、利用金額に応じたキャッシュバックを受けることができます。

(2) 業務委託に関する経過について

ア レシ活チャレンジ1について

(ア) 当該事業の業務委託に係る契約の締結について

同社との契約は、契約金額を 230,000,000 円とし、令和3年11月5日に締結されています。その後、ポイント還元率及びポイント還元上限額の変更等を理由に令和4年1月20日に、契約期間の延長及び契約金額に係る内訳の変更等を理由に令和4年2月24日に変更契約が締結されています。

(イ) 当該事業の業務委託の概要について

主な業務内容は、参加者がアプリに投稿したレシートの金額の一定割合を同社が参加者にポイントとして付与することとされています。

同社に支払う委託料は、参加者へのポイント付与に充当する経費（以下「事業費」といいます。）とアプリ等開発・改修費、システム運用費、広告費等（以下「事務費」といいます。）に分けられています。事業費は、同社からの申出を受け、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号）第130条第1項第9号に基づく概算払をするとされています。事務費は、契約締結日から令和4年3月31日までのデータ分析と景品業務以外にかかる費用、令和4年4月1日から令和4年6月15日までの費用、実施期間終了日である令和4年4月22日から契約期間終了日である令和4年6月15日までに行ったデータ分析と景品業務にかかる費用に分けられており、確定払（契約の履行を本市で検査した後の支

払いをいいます。以下同じです。)又は概算払金から精算するものとされています。

なお、経済局によれば、参加者はアプリの利用規約(以下「利用規約」といいます。)に同意することとなっているため、ポイントの有効期間は利用規約に基づくものとしており、ポイントを円換算した際の相当額は同社の設定する金額としていたとのことです。また、委託契約書及び委託契約変更契約書並びに業務委託仕様書及び業務委託変更仕様書に、ポイントが失効した場合の取扱い及び利用規約の変更に関することについての定めは、設けられていませんでした。

令和4年2月24日に締結された委託契約変更契約書の「レシートを活用した市内飲食店利用促進事業 業務委託変更仕様書(第2回)」(抜粋)

5 委託業務

- (1) アプリを通じたレシート写真等の読み取りによる、参加者へのポイント還元
- (2) 市内飲食店で一定額以上を利用した参加者への抽選の実施と景品の発送
- (3) 参加者属性データに基づく市内飲食店利用状況の分析
- (4) 広報や問合せ対応等のその他業務

9 委託料の支払い

- (1) 事業費とは、参加者へのポイント還元負担金のことを言う。事務費とは、「レシ活チャレンジ」の運用にかかる経費のことを言う。
- (2) 事業費は、概算払とする。支払方法については横浜市予算、決算及び金銭会計規則に基づく本市との協議の上、決定する。
- (3) 事務費は、以下の通り支払うものとする。
 - ア 契約締結日から令和4年3月31日までの事務費のうち、データ分析と景品業務にかかる費用以外については、実施内容を令和4年3月31日以降に検査の上、支払うものとする。
 - イ 令和4年4月1日から令和4年6月15日までの事務費については、事業終了後に検査の上、第3回の概算払金から精算するものとする。
 - ウ 事務費のうち、データ分析と景品業務にかかる費用は本仕様書第7項に定める成果物を提出後、検査の上、支払うものとする。

横浜市予算、決算及び金銭会計規則(抜粋)

(概算払)

第130条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。

- (1) 旅費
- (2) 官公署に対して支払う経費
- (3) 補助金、負担金及び交付金
- (4) 保険料
- (5) 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対して支払う診療報酬
- (6) 社会福祉施設(本市の施設に属するものを除く。)への支払に要する経費
- (7) 訴訟に要する経費
- (8) 本市に損害賠償責任があることが明らかである事件に係る損害賠償金の

内払いに要する経費

(9) 委託費のうち概算払を必要とする経費

(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項の規定による介護給付費及び訓練等給付費、同法第 34 条第 1 項の規定による特定障害者特別給付費、同法第 51 条の 14 第 1 項の規定による地域相談支援給付費、同法第 51 条の 17 第 1 項の規定による計画相談支援給付費、同法第 70 条第 1 項の規定による療養介護医療費並びに同法第 71 条第 1 項の規定による基準該当療養介護医療費並びに横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則(平成 18 年 9 月横浜市規則第 129 号)第 3 条の規定による地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費その他会計管理者が認めた経費

(11) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定による障害児通所給付費、同法第 21 条の 5 の 28 第 1 項の規定による肢体不自由児通所医療費、同法第 24 条の 2 第 1 項の規定による障害児入所給付費、同法第 24 条の 7 第 1 項の規定による特定入所障害児食費等給付費、同法第 24 条の 20 第 1 項の規定による障害児入所医療費及び同法第 24 条の 26 第 1 項の規定による障害児相談支援給付費その他会計管理者が認めた経費

(12) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下この号及び第 187 条第 2 項において「支援法」という。)第 27 条第 1 項の規定による施設型給付費、支援法第 28 条第 1 項の規定による特例施設型給付費、支援法第 29 条第 1 項の規定による地域型保育給付費、支援法第 30 条第 1 項の規定による特例地域型保育給付費、支援法第 30 条の 11 第 1 項の規定による施設等利用費及び支援法附則第 6 条第 1 項の規定による保育費用その他会計管理者が認めた経費

(ウ) 当該事業の業務委託に係る公金の支出について

事業費は、令和 3 年 12 月 28 日、令和 4 年 1 月 31 日、令和 4 年 2 月 28 日の 3 回に分割され、同社に概算払されています。その後、横浜市予算、決算及び金銭会計規則第 131 条の規定により令和 4 年 6 月 15 日に精算が行われ、令和 4 年 8 月 9 日に同社から精算残金が戻入されています。

また、事務費について、契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日までのデータ分析と景品業務以外にかかる費用は、令和 4 年 3 月 31 日に経済局市民経済労働部商業振興課(以下「商業振興課」といいます。)において検査が行われ、令和 4 年 4 月 28 日に同社に支払われています。令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 6 月 15 日までの費用は、令和 4 年 6 月 16 日に商業振興課において検査が行われ、令和 4 年 2 月 28 日に同社に概算払された事業費から精算され、同社に支払われています。データ分析と景品業務にかかる費用は、令和 4 年 6 月 16 日に商業振興課において検査が行われ、令和 4 年 7 月 22 日に同社に支払われています。

なお、同社への事業費及び事務費の支出状況は、次のとおりです。

レシ活 チャレンジ1	支払年月日又 は戻入年月日	概算払した 金額 (A)	戻入された 金額 (B)	確定払した 金額 (C)	合計 (A-B+C)
事業費	R 3. 12. 28	80,000,000 円	—	—	/
	R 4. 1. 31	70,000,000 円	—	—	
	R 4. 2. 28	50,000,000 円※	—	—	
	R 4. 8. 9	—	18,842,412 円	—	
	小計(a)	200,000,000 円	18,842,412 円	0 円	
事務費	R 4. 4. 28	—	—	20,000,000 円	/
	R 4. 7. 22	—	—	10,000,000 円	
	小計(b)	0 円	0 円	30,000,000 円	
合計 (a+b)		200,000,000 円	18,842,412 円	30,000,000 円	211,157,588 円

※ 令和4年4月1日から令和4年6月15日までの事務費 (15,000,000 円) を含む金額

横浜市予算、決算及び金銭会計規則（抜粋）

（概算払の精算）

第131条 概算払を受けた者は、概算払金精算書(第50号様式)を作成し、領収書等を添え、次に掲げるところにより局長に提出しなければならない。ただし、前条第1号に掲げる経費(費用弁償を除く。)については、精算残金のあるとき、及び局長が必要と認める場合のほかは、横浜市職員服務規程(平成21年3月達第3号)第6条第2項の規定による復命をもって精算に代えることができる。

(1) 毎月必要とする経費については、翌月末日までに提出すること。

(2) 前号以外の経費については、用件を終了した日の翌日から起算して30日以内に提出すること。

2 局長は、前項の規定により提出された概算払金精算書を精査の上、概算払金精算報告書(第50号様式の2)を作成し、当該概算払金精算書を添付して、速やかに、会計管理者等に送付し、審査を受けなければならない。ただし、前条第1号に掲げる経費(会計管理者が別に定めるものに限る。第4項において同じ。)については、概算払金精算報告書の作成を省略することができ、局長が当該概算払金精算書を審査することにより、会計管理者等の審査に代えることができる。

3 精算残金があるときは、直ちに、これを戻入しなければならない。ただし、前条第5号に掲げる経費については精算残金を翌月の支払金に、同条第10号及び第11号に掲げる経費については精算残金を翌期の支払金に充当することができる。

4 会計管理者等は、毎月、概算払金(前条第1号に掲げる経費を除く。)の執行状況を整理しなければならない。

イ レシ活チャレンジ2及びレシ活 VALUE 1 について

(ア) 当該事業の業務委託に係る契約の締結について

同社との契約は、契約金額を4,150,000,000円とし、令和4年7月22日に締結されています。その後、物価高騰などによる横浜経済への影響が長期化することが見込まれることから、レシ活 VALUE 1 の実施期間の延長に伴う契約金額の増額等を

理由に令和4年9月20日に、同社からの申出に基づく事務費の内訳の変更を理由に令和5年3月10日に変更契約が締結されています。

なお、令和4年9月20日の変更契約後の契約金額は、5,260,000,000円であり、令和5年3月10日の変更契約では契約金額の変更はありませんでした。

(イ) 当該事業の業務委託の概要について

主な業務内容は、参加者がアプリに投稿したレシートの金額の一定割合を同社が参加者にポイントとして付与することとされています。

同社に支払う委託料は、事業費と事務費に分けられています。事業費は、同社からの申出を受け、横浜市予算、決算及び金銭会計規則第130条第1項第9号に基づく概算払をするとされています。事務費は、確定払するものとされています。

なお、経済局によれば、参加者は利用規約に同意することとなっているため、ポイントの有効期間は利用規約に基づくものとしており、ポイントを円換算した際の相当額は同社の設定する金額としていたとのこと。また、委託契約書及び委託契約変更契約書並びに業務委託仕様書及び業務委託変更仕様書に、ポイントが失効した場合の取扱い及び利用規約の変更に関することについての定めは、設けられていませんでした。

令和5年3月10日に締結された委託契約変更契約書の「レシートを活用した市内飲食店利用促進事業 業務委託変更仕様書」(抜粋)

5 委託業務

- (1) アプリを通じたレシート写真の読み取りによる、参加者へのポイント還元
- (2) 参加者の属性データに基づく市内飲食店利用状況の分析
- (3) 広報や問合せ対応等のその他業務

9 委託料の支払い

- (1) 事業費は、概算払も可能とし、支払方法については本市と協議の上決定し、支払うものとする。なお、概算払の場合は横浜市予算、決算及び金銭会計規則に基づく本市との協議の上、支払方法を決定するものとする。なお、事業費は預り金として処理し、「レシ活チャレンジ」のポイント還元分の支払い以外に流用してはならない。
- (2) 事務費は、「実績報告書」を提出後、本市で検査した後に支払うものとする。

令和5年3月10日に締結された委託契約変更契約書の「レシートを活用した市民・事業者支援事業 業務委託変更仕様書」(抜粋)

5 委託業務

- (1) アプリを通じたレシート写真の読み取りによる、参加者へのポイント還元
- (2) 参加者の属性データに基づく市内事業者利用状況の分析
- (3) 広報や問合せ対応等のその他業務

9 委託料の支払い

- (1) 事業費は、概算払も可能とし、支払方法については本市と協議の上決定し、支払うものとする。なお、概算払の場合は横浜市予算、決算及び金銭会計規則に基づく本市との協議の上、支払方法を決定するものとする。なお、事業費は預り金として処理し、「レシ活 VALUE」のポイント還元分の支払い以外に流用してはならない。
- (2) 事務費は、「実績報告書」を提出後、本市で検査した後に支払うものとする。

(ウ) 当該事業の業務委託に係る公金の支出について

a レシ活チャレンジ2について

事業費は、令和4年9月30日、令和4年11月10日、令和4年11月30日の3回に分割され、同社に概算払されています。その後、横浜市予算、決算及び金銭会計規則第131条の規定により令和5年3月15日に精算が行われ、令和5年5月18日に同社から精算残金が戻入されています。

また、事務費は、令和5年3月24日に商業振興課において検査が行われ、令和5年5月26日に同社に支払われています。

なお、同社への事業費及び事務費の支出状況は、次のとおりです。

レシ活 チャレンジ2	支払年月日又 は戻入年月日	概算払した 金額 (A)	戻入された 金額 (B)	確定払した 金額 (C)	合計 (A-B+C)
事業費	R 4. 9. 30	100,000,000円	—	—	/
	R 4. 11. 10	150,000,000円	—	—	
	R 4. 11. 30	150,000,000円	—	—	
	R 5. 5. 18	—	13,498,425円	—	
	小計(a)	400,000,000円	13,498,425円	0円	386,501,575円
事務費	R 5. 5. 26	—	—	50,000,000円	/
	小計(b)	0円	0円	50,000,000円	
合計 (a+b)		400,000,000円	13,498,425円	50,000,000円	436,501,575円

b レシ活 VALUE1について

事業費は、令和4年9月30日、令和4年11月10日、令和4年11月30日、令和5年1月13日の4回に分割され、同社に概算払されています。その後、横浜市予算、決算及び金銭会計規則第131条の規定により令和5年3月15日に精算が行われ、令和5年5月18日に同社から精算残金が戻入されています。

また、事務費は、令和5年3月24日に商業振興課において検査が行われ、令和5年5月26日に同社に支払われています。

なお、同社への事業費及び事務費の支出状況は、次のとおりです。

レシ活 VALUE 1	支払年月日又 は戻入年月日	概算払した 金額 (A)	戻入された 金額 (B)	確定払した 金額 (C)	合計 (A-B+C)
事業費	R 4. 9. 30	1,000,000,000 円	—	—	/
	R 4. 11. 10	1,800,000,000 円	—	—	
	R 4. 11. 30	1,200,000,000 円	—	—	
	R 5. 1. 13	400,000,000 円	—	—	
	R 5. 5. 18	—	151,058,840 円	—	
	小計(a)	4,400,000,000 円	151,058,840 円	0 円	4,248,941,160 円
事務費	R 5. 5. 26	—	—	408,552,836 円※	
	小計(b)	0 円	0 円	408,552,836 円	408,552,836 円
合計 (a+b)		4,400,000,000 円	151,058,840 円	408,552,836 円	4,657,493,996 円
※ 同社の一部瑕疵により発生した追加還元額に相当する損害金 (1,447,164 円) を相殺した金額					

ウ レシ活 VALUE 2 について

(ア) 当該事業の業務委託に係る契約の締結について

同社との契約は、契約金額を 3,300,000,000 円とし、令和 4 年 12 月 1 日に締結されています。その後、同社からの申出に基づく事務費の内訳の変更を理由に令和 5 年 3 月 10 日に変更契約が締結されています。

(イ) 当該事業の業務委託の概要について

主な業務内容は、参加者がアプリに投稿したレシートの金額の一定割合を同社が参加者にポイントとして付与することとされています。

同社に支払う委託料は、事業費と事務費に分けられています。事業費は、同社からの申出を受け、横浜市予算、決算及び金銭会計規則第 130 条第 1 項第 9 号に基づく概算払をするとされています。事務費は、確定払するものとされています。

なお、経済局によれば、参加者は利用規約に同意することとなっているため、ポイントの有効期間は利用規約に基づくものとしており、ポイントを円換算した際の相当額は同社の設定する金額としていたとのこと。また、委託契約書及び委託契約変更契約書並びに業務委託仕様書及び業務委託変更仕様書に、ポイントが失効した場合の取扱い及び利用規約の変更に関することについての定めは、設けられていませんでした。

令和 5 年 3 月 10 日に締結された委託契約変更契約書の「レシートを活用した市民・事業者支援事業 業務委託変更仕様書」(抜粋)

5 委託業務

- (1) アプリを通じたレシート写真の読み取りによる、参加者へのポイント還元
- (2) 参加者の属性データに基づく市内事業者利用状況の分析
- (3) 広報や問合せ対応等のその他業務

9 委託料の支払い

- (1) 事業費は、概算払も可能とし、支払方法については本市と協議の上決定し、支払うものとする。なお、概算払の場合は横浜市予算、決算及び金銭会計規則に基づく本市との協議の上、支払方法を決定するものとする。なお、事業費は預り金として処理し、「レシ活 VALUE」のポイント還元分の支払い以外に流用してはならない。
- (2) 事務費は、「実績報告書」を提出後、本市で検査した後に支払うものとする。

(ウ) 当該事業の業務委託に係る公金の支出について

事業費は、令和5年1月25日、令和5年2月15日の2回に分割され、同社に概算払されています。その後、横浜市予算、決算及び金銭会計規則第131条の規定により令和5年3月15日に精算が行われ、令和5年5月18日に同社から精算残金が戻入されています。

また、事務費は、令和5年3月31日に商業振興課において検査が行われ、令和5年5月26日に同社に支払われています。

なお、同社への事業費及び事務費の支出状況は、次のとおりです。

レシ活 VALUE 2	支払年月日又は戻入年月日	概算払した金額 (A)	戻入された金額 (B)	確定払した金額 (C)	合計 (A-B+C)
事業費	R 5. 1. 25	2,000,000,000円	—	—	/
	R 5. 2. 15	1,000,000,000円	—	—	
	R 5. 5. 18	—	78,669,481円	—	
	小計(a)	3,000,000,000円	78,669,481円	0円	
事務費	R 5. 5. 26	—	—	300,000,000円	/
	小計(b)	0円	0円	300,000,000円	
合計 (a+b)		3,000,000,000円	78,669,481円	300,000,000円	3,221,330,519円

(3) 同社によるポイント有効期間の変更について

レシ活事業のポイントの有効期間は、前記(2)ア(イ)、イ(イ)、ウ(イ)のとおり利用規約によるところ、令和4年8月22日に利用規約の改訂があり、1年から120日に変更されています。しかし、経済局によれば、当該改訂について、同社から事前に連絡等はなく、また、参加者と同社との間の利用規約に則ったものという認識であったため、特段の対応を行わなかったとのことです。

ONE 利用規約 2020年12月10日改定

第10条 (登録口座への出金等)

1. 利用者は、第2条第4項に基づいて受け取った本アカウント内の残高を、当社所定の方法により登録口座に出金申請することができます。
2. 前項の出金申請を受け、当該出金申請が利用者本人の意思によるものであること及びその金額が本アカウント内の残高の範囲内であることが確認できたときは、登録口座に対して、当社所定の手数料を控除した残額の支払いが行

われます。

3. 当社は、1回又は1日あたりの出金額について、下限又は上限を設けることがあります。
4. 利用者は、本アカウント内の残高が1回あたりの出金額の下限を超えている場合、速やかに出金申請を行うよう努めるものとします。当社は、本アカウント内の残高が1回あたりの出金額の下限を超えている場合であって利用者による出金申請が一定期間されない場合、出金申請がなくとも、登録口座に対して、当社所定の手数料を控除した残額の支払いを行う場合があります。
5. 利用者は、第1項による登録口座への出金に代えて、当社が別途定める額に相当するアカウント内の残高を消費することにより、本サービス内で割引券等への交換を行ったり、当社に対して特定の団体への寄附を指示したりすることができます。

利用者は、登録口座への出金又は前項に基づく利用について、第2条第4項に基づいて自身が最後にアカウント残高を受け取った日から1年以内に行う必要があります。期限を過ぎた場合には、当社は当該ユーザーに対してアカウント残高相当額の支払義務を負わないものとし、アカウント残高を消滅させることができます。

ONE 利用規約 2022年8月22日改訂

第10条（登録口座への出金等）

1. 利用者は、第2条第4項に基づいて受け取った本アカウント内の残高を、当社所定の方法により登録口座に出金申請することができます。
2. 前項の出金申請を受け、当該出金申請が利用者本人の意思によるものであること及びその金額が本アカウント内の残高の範囲内であることが確認できたときは、登録口座に対して、当社所定の手数料を控除した残額の支払いが行われます。
3. 当社は、1回又は1日あたりの出金額について、下限又は上限を設けることがあります。
4. 利用者は、本アカウント内の残高が1回あたりの出金額の下限を超えている場合、速やかに出金申請を行うよう努めるものとします。当社は、本アカウント内の残高が1回あたりの出金額の下限を超えている場合であって利用者による出金申請が一定期間されない場合、出金申請がなくとも、登録口座に対して、当社所定の手数料を控除した残額の支払いを行う場合があります。
5. 利用者は、第1項による登録口座への出金に代えて、当社が別途定める額に相当するアカウント内の残高を消費することにより、本サービス内で割引券等への交換を行ったり、当社に対して特定の団体への寄附を指示したりすることができます。
6. 利用者は、登録口座への出金又は前項に基づく利用について、以下の(1)から(5)の場合には、当社は当該ユーザーに対してアカウント残高相当額の支払義務を負わないものとし、アカウント残高を失効させることができます。
 1. 本サービスに120日間ログインがなかった場合
 2. 最後にウォレット残高の付与を受けてから120日を経過した場合
 3. 不正な方法によるウォレット残高の付与を受けた場合
 4. 本規約や掲載サイトの利用規約等への違反があった場合
 5. 当社が本サービスの終了又は変更等のやむを得ない事由によりウォレット残高の振込申請を直ちに行うようユーザーに通知したときから3か月

(4) システム不具合によるレシ活事業参加者のポイント失効について

同社のプレスリリースによれば、令和5年6月13日に同社が行った個別処理により利用規約で定めた有効期間より前にポイントが失効する事象（以下「当該不具合」といいます。）が発生し、レシ活事業参加者約9万人に影響があったとのことでした。

(5) 「レシートを活用した市内飲食店利用促進事業及びレシートを活用した市民・事業者支援事業業務委託に関する確認書」（以下「確認書」といいます。）について

経済局によれば、当該不具合が発生した令和5年6月13日以降、市民からポイント失効や同社の事業運営に関する意見や問合せが連日寄せられる事態となったことを受け、同社に失効ポイントへの対応に関する協議を申し入れ、令和5年8月16日に確認書を取り交わしたとのことでした。

確認書には、失効ポイントは1ポイントあたり1円として換算すること、当該不具合により失効したポイントは令和6年1月13日までに有効期間とし復活させること、復活するポイント（以下「復活ポイント」といいます。）は404,394,263ポイントであること、復活ポイントが再度失効した場合は当該ポイントに相当する金額を同社から本市に支払うことが記載されています。また、利用規約に基づき失効した41,438,536ポイント（令和5年6月20日に算定された失効ポイント。以下「確定失効ポイント」といいます。）は、当該ポイントに相当する金額を同社から本市に自主返納することが記載されています。

経済局によれば、復活ポイントのうち参加者が利用したポイントに相当する金額は、令和5年10月31日時点において228,937,610円とのことでした。また、納入通知書兼領収書によれば、確定失効ポイントに相当する金額（41,438,536円）は、令和5年11月6日に同社から全額納入されています。

(6) 「レシ活事業の契約に関する振り返り」について

経済局によれば、前記(5)の令和5年6月以降の事態を受け、今後の契約手続や事業運営に生かしていくため、副市長、政策局・総務局・財政局の関係経営責任職、外部弁護士で構成する振り返りチームを立ち上げ、令和5年8月23日から令和5年10月20日にかけて、レシ活事業の契約業務等の振り返りを実施したとのことでした。振り返りの内容については、報告書「レシ活事業の契約に関する振り返り」（以下「振り返り報告

書」といいます。)としてまとめられ、令和5年10月27日に公表されています。

(7) レシ活事業に充当された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」(以下「臨時交付金」といいます。)の活用に関する留意事項について

臨時交付金の活用について、令和4年11月4日に内閣府地方創生推進室から、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業に対する会計検査院の指摘事項を踏まえた留意事項等について」(以下「事務連絡」といいます。)が発出されています。

事務連絡では、臨時交付金を活用して実施した商品券等を配布する事業に関し、「実施された事業について、地方公共団体において商品券等の未換金相当額等を把握していない場合は、予算の適切な執行の観点から速やかに把握するようにされたい。また、商品券等の未換金相当額等が換金等の事務を委託している者(商工会等)に滞留している場合は、未換金相当額等を地方公共団体に返還させること」とされています。また、「返還された未換金相当額等は、交付額確定前において当該事業と同一の実施計画に記載されている他の新型コロナウイルス感染症対応として実施される事業(略)に充てる場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(略)その他の法令及び関係通知」に基づき「国庫返還する必要がある」とされています。

経済局によれば、レシ活事業に係る失効ポイントに相当する金額の国庫返還については、庁内で精査を行い、検討するとのことでした。

なお、政策局によれば、事務連絡は、令和4年11月7日に神奈川県を經由して受領したものの、全庁への共有は実施していなかったとのことでした。また、レシ活事業が事務連絡に記載の事業に該当するか否かについては、庁内で整理中とのことでした。

3 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査委員は、次のとおり判断しました。

(1) 本件請求に係る監査対象事項及び監査対象外事項について

法第242条第1項は「当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当

該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、(略)必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定しています。

このため、本件請求に係る同社の行為は、法第 242 条に規定している住民監査請求の要件を満たしていないものと判断しました。

また、法第 242 条第 2 項は「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをすることができない。」と規定しています。

このため、レシ活事業の業務委託に係る契約の履行及び公金の支出について、前記 2 (2)アのとおり、本件請求のあつた令和 5 年 9 月 20 日時点において既に一年を経過しているレシ活チャレンジ 1 は除き、検討します。

なお、最高裁判所平成 14 年 7 月 2 日判決は「怠る事実については監査請求期間の制限がないのが原則」であると判示していることから、レシ活事業参加者の失効ポイントに係る公金の取扱いについてはレシ活チャレンジ 1 も含めて検討します。

(2) レシ活チャレンジ 2 及びレシ活 VALUE 1 並びにレシ活 VALUE 2 の業務委託に係る契約の履行及び公金の支出について

当該事業の業務委託に係る契約の履行及び委託料の支払いについて、契約及び支出関係書類等を確認したところ、いずれも違法又は不当な財務会計上の行為は見当たりませんでした。

(3) レシ活事業参加者の失効ポイントに係る公金の取扱いについて

政策局によれば、レシ活事業が事務連絡に記載の商品券等を配布する事業に該当するか否かは、前記 2 (7)のとおり庁内で整理中とのことですが、これに該当する場合、本市は同社に滞留する未換金相当額がないか把握し、未換金相当額を返還させる必要があります。

一方、経済局は、レシ活事業の事業範囲を、参加者へのポイント付与までとしており、付与したポイントの利用状況を把握していませんでした。また、参加者のポイントが失効した場合の取扱いについても定めていませんでした。

しかし、経済局は、前記 2 (5)のとおり同社と確認書を取り交わし、その後、確定失効ポイントに相当する金額(41,438,536 円)は既に本市に返納されたことが認められ

ます。また、復活ポイントについても、令和6年1月13日までの有効期間後に再度失効したポイントに相当する金額を本市に支払うこととされており、現時点において確実に支払われるとまでは言えませんが、支払われる見込みがないとも言うことができません。そのため、確定失効ポイント及び復活ポイントに係る公金の取扱いについて、財産の管理を怠る事実があるとは言えません。

なお、確定失効ポイント及び復活ポイント以外の失効ポイント（以下「その他の失効ポイント」といいます。）の有無等についても調査を実施しましたが、提出された資料の範囲ではその存在を確認することができなかったことから、その他の失効ポイントに係る公金の取扱いについては財産の管理を怠る事実があるか否かを含め判断することはできませんでした。

4 結論

以上のことから、レシ活事業に関し、市長が行った同社への業務委託に係る契約の履行及び公金の支出が違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとは言えません。また、レシ活事業参加者の失効ポイントに係る公金の取扱いが違法又は不当な財産の管理を怠る事実には該当するとまでは言えません。

したがって、請求人の主張には理由がないと判断しました。

5 意見

レシ活事業は新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の事態の中、市民や市内事業者支援のため、スピード感をもって取り組む必要がありました。しかし、それを考慮してもなお、市民に混乱を与えたことに鑑み、次のとおり意見を付します。

(1) 新規事業の構築について

事業を企画する際は、臨時交付金に限らず、公金により実施することを常に意識し、当該事業の全体像の把握や、実施目的の適切な達成について最大限考慮すべきであると考えます。とりわけ、レシ活事業に関しては、事業効果の観点からも、参加者に付与したポイントが利用されるまでを事業範囲とするべきであったと考えます。また、ポイントの有効期間は利用規約に基づくものとしており、ポイントを円換算した際の相当額は同社の設定する金額としていましたが、失効ポイントの取扱いを含め、重要な事項につ

いては本市として契約関係書類に定めておくべきであったと考えます。

(2) 復活ポイントについて

復活ポイントについては、まず当該参加者に使ってもらうための広報を行い、利用の促進に努めることを要望します。また、復活ポイントの有効期間である令和6年1月13日までの間、換金状況を逐次把握し、有効期間経過後速やかに本市への返還額を確定させ、確認書の内容が確実に履行されるよう強く求めます。

(3) 事務連絡に対する一連の対応について

臨時交付金の取扱いに係る重要な連絡が必要な部署に共有されていなかったことは大きな問題であり、今後は効率的な事務執行も踏まえ、適切に対応していくことを求めます。また、臨時交付金への対応を確実にを行い、振り返り報告書でまとめられた課題認識を今後の本市の事業に生かしていくことを強く要望します。

6 判断の根拠とした書類

(1) 政策局提出分

ア 見解書（政策局部分）

イ 令和5年10月23日監監第522号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出について（依頼）」に対する回答及び提出資料

(2) 経済局提出分

ア 見解書（経済局部分）

イ 令和5年10月18日監監第511号「住民監査請求に係る資料の提出について（依頼）」に対する提出資料

ウ 令和5年10月20日監監第517号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出について（依頼）」に対する回答及び提出資料

エ 令和5年10月26日監監第528号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出について（依頼）」に対する回答及び提出資料

オ 令和5年10月31日監監第547号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出について（依頼）」に対する回答及び提出資料

カ 令和5年11月6日監監第563号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出について（依頼）」に対する回答及び提出資料

住民監査請求(横浜市職員措置請求書)

横浜市長(横浜市経済局職員)に関する措置請求の要旨

1. 請求の要旨

以下のとおり住民監査請求をします。

【事実の概要】

株式会社WED(以下、「WED」と称します)に委託し、横浜市経済局が所管する事業において、次の点が判明しております。

1. WEDが横浜市から委託を受けて実施した令和3年12月開始「レシ活チャレンジ」事業および令和4年8月開始「レシ活チャレンジ第2弾」および「レシ活VALUE」および令和5年1月開始「レシ活VALUE」において、事業費約80億円を還元用預り金として横浜市から預かり、本来、横浜市民に対してすべて還元すべき預り金を、レシート買い取りアプリONE上にて有効期限付きのポイントに還元し、不正に失効させた上、還元用原資である預り金を着服し、WEDが横浜市との契約書に定めたポイント還元分以外の目的に事業費を流用した可能性があります。
2. WEDの財務会計上の取引において、不正行為で事業費である公金(預り金)の適切な管理がなされていない疑いがあります。
3. ポイント失効額分は本来、未完了の事業費として横浜市民に全額が還元されるべきものであり、WEDが保有し続けている限り、WEDと横浜市における契約不履行および事業未完了の状態であります。



【違法性・不当性の理由】

上記の行為について、以下の理由により違法性及び不当性があると考えます。

1. 公金(預り金)の着服および契約外の私的使用は、法的な根拠なく行われたものであり、これは刑法及び会社法に違反する行為です。
→不正行為の証拠として委託契約書の抜粋(図1、図2)と事実証明書として委託契約書および委託契約変更契約書を別添します。

図1：レシートを活用した市内飲食店利用促進事業業務委託及びレシートを活用した市民・事業者支援事業業務委託(令和4年7月22日)5ページ目抜粋

9. 委託料の支払い

- (1) 事業費は、概算払も可能とし、支払方法については本市と協議の上決定し、支払うものとする。なお、概算払の場合は横浜市予算、決算及び金銭会計規則に基づく本市との協議の上、支払方法を決定するものとする。なお、事業費は預り金として処理し、「レシ活チャレンジ」のポイント還元分の支払い以外に流用してはならない。
- (2) 事務費は、「実績報告書」を提出後、本市で検査した後に支払うものとする。

図2：レシートを活用した市民・事業者支援事業業務委託(令和4年12月1日)6ページ目抜粋

- (1) 事業費は、概算払も可能とし、支払方法については本市と協議の上決定し、支払うものとする。なお、概算払の場合は横浜市予算、決算及び金銭会計規則に基づく本市との協議の上、支払方法を決定するものとする。なお、事業費は預り金として処理し、「レシ活VALUE」のポイント還元分の支払い以外に流用してはならない。
- (2) 事務費は、「実績報告書」を提出後、本市で検査した後に支払うものとする。

2. 財務会計上に虚偽記載があるとするれば、公正な情報提供と透明性を欠くものであり、株主及び横浜市民の信頼を損なう結果となりました。

【横浜市の想定される被害】

この不正行為により、横浜市は次のような被害を受ける可能性が考えられます。

1. 公金(預り金)の不正着服により、市の予算に支障が生じ、市民の福祉施策や公共事業の遂行が妨げられる可能性があります。
2. 虚偽記載があるとするれば、市民の信頼が損なわれ、市の行政活動の透明性および説明責任が低下する懸念があります。(ポイントの有効期限の大幅な短縮という重要な

規約変更にも関わらず、アプリの通知のみであったことを示す証拠（図3：利用者の問合せに対するWEDの回答メール（1回目）、図4：利用者の問合せに対するWEDの回答メール（2回目）。ちなみに、横浜市からはポイント有効期限の大幅な短縮の規約変更について、利用者への通知はありませんでした。

図3：利用者の問合せに対するWEDの回答メール（1回目）

WED_Support2 (WED)
2023/6/13 18:51 JST

お問い合わせいただきありがとうございます。
ONE Supportです。

ウォレット残高の有効期限は、利用規約第10条にも記載している通り残高を最終取得してから120日となります。
ミッションへのご参加やアンケートの回答など、何らかの方法で残高を取得いただくことで期限は延長されます。

なお、ウォレットの有効期限に関するONE利用規約の変更については、2022年8月に同規約の改訂を行った後、全利用者様に通知を行っております。
また、ウォレット残高の有効期限が迫った場合、該当の利用者様へのプッシュ通知およびアプリ内ウォレットへの表示を行い、その旨ご連絡を行っております。
※通知に関しては、失効期限7日前と1日前にそれぞれ行わせていただいております
※通知とは別に、アプリ内への表示は失効期限7日前より常に表示を行わせていただいております

ウォレット残高の失効についてはONE利用規約第10条に則り行われておりますこと、それ故にかなる状況においても補償などの対応は致しかねますこと、何卒ご承知おさぐささいませとさせていただきます。
<https://wed.com/en/one-terms-of-service/>

どうぞよろしくお願いいたします。

2023/6/13 18:43 JST

失効期限があるなんて知りませんでした。
横浜市のレジで貯めたのに、他の利用者も失効期限があるのを知ってる人はいませんでした。
最初期限を設けてないのに煩悩です。
ウォレット復活させてください。
横浜市から受信されてこれなんですか？
あまりにもひどいです。
利用規約の変更知りませんでした。

本メールはWEDから送信されています。配信元: Zendesk

図4：利用者の問合せに対するWEDの回答メール（2回目）

WED_Support2 (WED)
2023/6/15 10:48 JST

お問い合わせいただきありがとうございます。
ONE Supportです。

先に記載の通りとなります。
本対応に関しましては、アプリ利用時に確認・同意いただいている利用規約に則った対応となります。

ウォレット残高の有効期限が迫った場合に事前通知をさせて頂いておりますが、通知に関してユーザー様のデバイス設定や通知環境等で届いていない場合、当社としてはそれ以上対応ができませんことをご承知おかせください。

どうぞよろしくお願いいたします。

2023/6/14 1:48 JST

前回の規程では、ログイン後120日とありましたが、5月以前のログインはカウントされないという事なのですか？
5月の自動的にログインして延長された分もなくなってしまっていることになりましたが、規約変更の表記載っていません。
説明不足では？

【横浜市民の被害】

実害は横浜市民、狭い意味では「レシ活」アプリ参加者のみだが、約80億円の事業費は横浜市が原資なので、被害は全市民が被っているものとする。ポイント失効によるポイントの消滅は【事業費の未消化】という意味であり、事業は未完了の状態である。本来、事業費がすべて横浜市民に還元されるまで継続すべき業務であるし、預り金をポイント失効させてWEDの内部留保にすることは公金の着服です。

【求める措置】

私は、この事態に対して次の措置を求めます。

1. WEDに対して厳正な調査を実施し、公金(預り金)処理のキャッシュフローの全容を明らかにし、不正行為があった場合、関与した者には適切な法的処置を求めます。特にポイント失効額について、日付別・利用者別に明らかにすることを求めます。
2. 横浜市として、今後同様の事態が発生しないよう、公金の適切な管理体制の強化を図るべきです。ポイント失効でWEDが預かったままの事業費を全額返還請求すべきです。特にポイント失効の日付別・利用者別のデータをWEDに提出させ、データの完全性、真正性、責任追跡性の観点から検証すべきです。
3. 約80億円全ての事業費が横浜市民に還元されるまで事業継続すべきであり、未完了の事業費（ポイント失効額）はWEDがポイント失効させてしまった人達に還元すべきです。失効人が特定できず還元できない場合、残りの事業費を未完了の事業費としてWEDは横浜市に返納し、横浜市は事業費を国庫に返納すべきです。

【差止請求】

さらに、不正行為の継続を防ぐため、以下の差止請求を行います。

1. WEDに対し、公金(預り金)処理に関する不正行為を即刻停止し、着服した公金の返還を行うよう命じる差止請求を提起します。

【取消請求】

また、不正行為の過去の取引についても以下の取消請求を行います。

1. WEDに対し、過去の不正な公金(預り金)処理に関する取引を取り消し、関連する取引において市への支出または償還を行うよう命じる取消請求を提起します。

以上の理由により、住民監査請求および差止請求と取消請求を含めて、適切な対応を求めます。引き続き、住民として市の健全な行政運営を支えていく所存です。

2. 請求人

(代表者)

住所

氏名

連絡先

代表者に事故があった際に代表者に代わる方の連絡先

連絡先 1	氏名		連絡先	
連絡先 2	氏名		連絡先	

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和 年 月 日

横浜市監査委員宛て

見解書

令和5年10月18日

経済局
政策局

1 レシ活事業について

(1) 概要

レシ活事業は、市民の皆様が買い物した際のレシートを投稿いただき、その金額に応じて、ポイントとして還元する事業です。

受託者の既存のアプリを活用することで、迅速に市民生活と市内事業者の支援を同時に実施できる事業として実施しました。レシ活の事業参加者は、受託者の利用規約（以下「利用規約」という。）に同意して、事業に参加しています。

(2) 実施時期・回数

令和3年度から4年度にかけて、受託者の既存のアプリを活用し、「レシートを活用した市内飲食店利用促進事業」（以下「レシ活チャレンジ」という。）を2回、「レシートを活用した市民・事業者支援事業」（以下「レシ活 VALUE」という。）を2回 計4回実施しました。4回の契約金額の合計は約88億円で、うちポイント還元にかかる事業費は約80億円、システム改修や広報、コールセンター運営等にかかる事務費は約8億円でした。

(3) 業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）で定めた委託業務の内容

ア レシ活チャレンジ

1回目は「アプリを通じたレシート写真等の読み取りによる、参加者へのポイント還元」、「市内飲食店で一定額以上を利用した参加者への抽選の実施と景品の発送」、「参加者属性データに基づく市内飲食店利用状況の分析」「広報や問合せ対応等のその他業務」で、2回目は「アプリを通じたレシート写真の読み取りによる、参加者へのポイント還元」、「参加者の属性データに基づく市内飲食店利用状況の分析」「広報や問合せ対応等のその他業務」でした。

イ レシ活 VALUE

1回目、2回目ともに「アプリを通じたレシート写真の読み取りによる、参加者へのポイント還元」、「参加者の属性データに基づく市内事業者利用状況の分析」「広報や問合せ対応等のその他業務」でした。

(4) 履行期間終了後の対応

履行期間終了後、受託者から仕様書で定めた成果物（報告書データ、収集したデータ一覧、データ分析結果、問い合わせ対応記録、ポイントの利用状況のデータ）の提出を受けており、委託業務は仕様書のとおり履行されたことを確認しています。

なお、レシ活 VALUE の1回目では、事業開始当初に参加者の本人確認に時間を要したことや問合せへの対応などで混乱が生じたほか、アプリ版と別に実施した郵送申請で、参加者の重複確認の履行に一部不備がありました。早期の事態収束に努めるなどの対応を講じ、仕様書に基づき支障なく委託業務が履行されたことを確認しています。

その後、受託者からの請求に基づき支出手続きを完了しています。

(5) ポイントの有効期間

1回目のレシ活チャレンジ（令和3年12月～令和4年4月）においては、還元したポイントの

有効期間は1年間と利用規約で定められていました。受託者は、令和4年8月22日付で利用規約を改訂し、ポイントの有効期間が1年間から120日に変更されました。2回目のレシ活チャレンジ（令和4年8月～9月）とレシ活 VALUE（1回目：令和4年8月～10月、2回目：令和5年1月～2月）の実施期間中のポイントの有効期間は120日でした。

ポイントの有効期間は、利用規約の定めによるもので、参加者は利用規約に同意の上、本事業に参加していると考えていたため、委託契約にポイントの有効期間についての定めを設けていませんでした。2回目のレシ活 VALUE 開始に先立ち、令和4年12月に市ホームページでポイントの有効期間について周知を行いました。

2 契約における事業費の取り扱いについて

(1) 委託料の支払いに関する規定

2回目のレシ活チャレンジとレシ活 VALUE においては、「事業費は、概算払も可能とし、支払方法については本市と協議の上決定し、支払うものとする。なお、概算払の場合は横浜市予算、決算及び金銭会計規則に基づく本市との協議の上、支払方法を決定するものとする。なお、事業費は預り金として処理し、『レシ活チャレンジ』（もしくは『レシ活 VALUE』）のポイント還元分の支払い以外に流用してはならない」と規定しています。

(2) 事業費の執行状況の確認

委託契約期間中、日々のポイント還元状況について、受託者から、データ共有ツールを介し速報値の報告を受けていました。事業費の実績値については、受託者から成果物の報告を受け確認しています。受託者は、概算払金受領額と概算払金執行額の差引残額について精算を行い、差引残高を戻入しています。これらにより、本市は、事業費は参加者に対するポイント還元で全額使われていることを確認しています。

(3) 預り金の規定を設けた理由

上記(1)の「預り金として処理し、『レシ活チャレンジ』（もしくは『レシ活 VALUE』）のポイント還元分の支払い以外に流用してはならない」という規定は、「受託者が実施しているレシ活事業以外の事業に流用してはならない」という趣旨で設けたものであり、還元後、利用規約の定めにより失効したポイントに相当する事業費の返還を求めるものではありません。

3 受託者との協議について

(1) 経過

令和5年6月13日以降、市民の皆様からポイント失効に関する問い合わせが本市に多く寄せられたことを受け、受託者に協議を申し入れ、同年6月16日から8月10日までの間、対面や電話、WEBによる協議を16回実施しました。当該協議は、レシ活事業の契約に基づくものではなく、本市の申し入れに基づき、受託者が契約外（任意）の協議に応じたものです。

(2) 確認書

令和5年8月16日に「レシートを活用した市内飲食店利用促進事業及びレシートを活用した市民事業者支援事業業務委託に関する確認書」（以下「確認書」という。）を取り交わしました。

確認書では「レシ活参加者の失効ポイント数」「失効ポイントは1ポイント1円と換算すること」、「受託者のシステムエラーにより生じた失効ポイントの復活日や有効期間、復活方法、周知」、「受託者の規約に基づき生じた失効ポイントの本市への自主返納」などを定めています。

(3) 失効ポイントの取扱い

受託者との契約時、ポイント有効期間の定めは、利用規約によるものと考えており、受託者との契約では、ポイント失効の日付別・利用者別のデータを市に提出させる旨の規定は設けておらず、レシ活事業への参加により得たポイントとレシ活以外のミッションで得たポイントを分けて管理する旨の規定も設けていませんでした。

そのため、受託者に対し、6月22日の3回目の協議で「失効したポイントの復活」「失効したポイント分に関する事業費の取扱い」等を、7月11日の5回目の協議で「失効に関する全体像がわかる数字の開示」等をそれぞれ書面で申し入れを行いました。

失効ポイント数については、受託者からは8月4日の15回目の協議の際に口頭で説明を受け、8月16日に確認書で最終的な数字が示されました。

確認書で示された失効ポイント相当額は、本市に返納される予定であり、契約に定めがなかった失効ポイントの問題は解消される見込です。

なお、受託者から返納される額の取扱いは、現在、国の見解も踏まえ、庁内で調整を行っています。

4 レシ活事業の振り返りについて

令和5年8月から9月にかけて、伊地知副市長をリーダーに、政策局長、総務局長、財政局長及び同局の関係部長をメンバー、弁護士1名をオブザーバーとして、レシ活事業の振り返りをこれまでに4回行いました。

経済局から、事業概要及び当時の状況をリーダー及びメンバー並びにオブザーバーの弁護士に対して説明し、①事業構想段階での情報収集、②契約締結に至るプロセス、③庁内のチェック体制、④契約書・仕様書の内容、⑤契約期間中のフォロー、受託者との調整、⑥市民への適切な情報提供、⑦その他事業の効果等の7つの視点から、段階を追って当時の状況を確認し、問題点と課題の把握を行っています。

振り返りの結果は今後取りまとめを行い、庁内で共有し今後の業務執行に生かしてまいります。

5 結論

レシ活事業について、契約で定めた主な業務内容は、参加者が投稿したレシートの金額の一定割合をポイントとして還元することであり、日々の還元ポイントの報告を受け、ポイント還元は契約に定めたとおり履行されました。

また、受託者との任意の協議により、受託者のシステムエラーで120日経過前に失効したポイントは現在復活し、有効期間である令和6年1月13日までに現金化またはチケット購入に利用されなかった場合、残ポイントに相当する金額は、本市に返納される予定です。

あわせて、120日経過後の失効ポイントに相当する金額も本市に返納される予定です。

レシ活参加者が保有するポイントは、利用規約に同意した上で、参加者の意思で保有しているものであり、今後、参加者の意向により現金化またはチケット購入に利用されるものと考えています。

そのため、本件の住民監査請求及び不正行為の継続を防ぐための差止請求並びに不正行為の過去の取引についての取消請求はいずれも理由がないと考えます。

住民監査請求に係る陳述の聴取の記録

日付：令和5年10月18日（水）

場所：横浜市監査委員会議室

午前10時00分開会

○藤野代表監査委員 それでは、ただいまから令和5年度第13回監査委員会議を開催します。

上着の着用は御自由をお願いいたします。

それでは、レシ活事業に関する住民監査請求に係る陳述の聴取を行います。

陳述に入る前に、写真撮影の希望がありましたので、傍聴席のエリアから、会場全景の写真撮影のみ許可します。請求人の方も撮影される場合は傍聴席のエリアまで下がってお願いいたします。なお、記録者の方は写らないように御移動をお願いいたします。それでは、どうぞ。

よろしいですか。それでは、写真撮影をされる方はお願いいたします。

(写真撮影)

○藤野代表監査委員 それでは、以上で撮影の時間は終了します。以降の写真撮影はできません。また、本日の会議においては録音もできませんので、御承知おきください。

傍聴される皆様をお願いいたします。傍聴にあたっては、陳述の妨げとならないよう御静粛をお願いいたします。会場内では監査委員の指示に従ってください。指示に従っていただけない場合は、御退室いただくことがありますので、あらかじめ御承知おきください。

それでは、監査委員の紹介をいたします。私は代表監査委員の藤野です。本日の進行を務めます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○高品監査委員 監査委員の高品です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○前田監査委員 監査委員の前田です。よろしくをお願いいたします。

○梶村監査委員 監査委員 梶村です。よろしくをお願いいたします。

○大山監査委員 監査委員の大山です。よろしくをお願いいたします。

○藤野代表監査委員 次に、陳述に際しての留意点を申し上げます。

陳述される内容は、監査資料として正確に記録する必要がありますので、録音させていただきます。

また、本日聴取する陳述の記録は、監査結果に添付して公表いたします。

陳述は、請求人、関係職員とも、それぞれ1時間以内としております。なお、請求人、関係職員からは質問はできません。

請求人の陳述する内容は、請求の要旨を補足する内容としてください。

請求人の陳述の聴取に引き続いて、関係職員による陳述の聴取を行います。最後に、請求人は関係職員の陳述の内容に対して意見表明を合計5分以内で行うことができます。ただし、質問することはできません。

○■■■■請求人 すみません、その点でちょっと1つあって、私、今回、請求人16人ほかにいるんですけども、そういった者達が意見をしたいということがありまして、なので、今回のこの場だけじゃなくて、後日、意見書という形で提出させていただくことをお願いしたいんですけども。

○藤野代表監査委員 5分間の意見は、今そちらからお申入れがありましたけれども、陳述に出席された方に関係職員の陳述の内容について意見を述べることを認めたもので、請求人全員の意見を取りまとめていただくものではありません。ここでは代表として話をしてください。

○請求人 代表として話をする。

○藤野代表監査委員 はい。

○請求人 意見書の提出はできますか。

○藤野代表監査委員 ただし、意見書の提出を御希望されるのであれば、提出を認めます。

○請求人 はい。

○藤野代表監査委員 監査の日程上の都合もありますので、10月25日、水曜日必着で、事務局に持参又は郵送でお願いいたします。電子メールによる提出は不可です。

○請求人 不可で、直接持ち込みか郵送。

○藤野代表監査委員 はい。10月25日、水曜日ということで、よろしくお願いいたします。

○請求人 はい、承知いたしました。

○藤野代表監査委員 そのほか、陳述の進行については監査委員の指示に従ってください。

それでは、請求人の陳述の聴取を実施します。請求人は陳述をお願いします。どうぞ。

○請求人 はい。今回、請求させていただいた書類なんですけれども、「横浜市長（横浜市経済局職員）に関する措置請求の要旨」というタイトルの請求になっております。

こちらで、「事実の概要」、そして「違法性・不当性の理由」、それから「横浜市の想定される被害」、そういったところと、あと、「横浜市民の被害」、それから今回「求める措置」というのを3つ主張しております。それから「差止請求」と「取消請求」と、そういったところが要旨となっております。それぞれの要旨に対する見解というか御意見を求めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○藤野代表監査委員 はい、どうぞ。

○請求人 それでは、最初からになりますけれども、「事実の概要」に関して、改めて御説明いたします。

株式会社WED、以下はWEDと称しますけれども、そちらに委託し、横浜市経済局が所管する事業において、次の点が判明しております。

1つ目が、WEDが横浜市から委託を受けて実施した令和3年12月開始の「レシ活チャレンジ」事業及び令和4年8月開始「レシ活チャレンジ第2弾」及び「レシ活VALUE」及び令和5年1月開始の「レシ活VALUE」において、これを全て合わせた事業費なんですけど、約80億円、これを還元用預り金として横浜市からWEDが預かりまして、本来これは預り金なので、WEDは一切手をつけてはいけないものなんです。それを、本来横浜市民に対して全て還元すべきところのものを、なぜか、WEDがですね、ポイントに変換しました。それはWEDの都合なんですけれども、WEDの都合でポイントに還元して、それを失効させるという事件が起きました。これは新聞とか一部メディアで報じられたとおりなんです。

けれども、たくさんの方が被害を受けております。

そういったところがありまして、その不正に失効させてしまった、そもそも還元用の原資である預り金、これが今WEDの口座の中に残ったままになっているのではないか。それがどのぐらいの金額になるかというのが不明なところもありまして、今回住民監査請求というのを起こさせていただいております。

本来、事業費というところは、還元分以外の目的に使ってはいけないというふうに契約書にも記載してありますので、そのところは監査委員の方に、横浜市長に命じて、それから正しくWEDで処理されているかどうかというところを追及していただきたいと思っております。それが1番目ですね。

2番目が、WEDの財務会計上の取引において、不正行為で事業費である公金の適切な管理がなされていない疑いがありますと。

これはWEDの会社の口座、会計処理のところの問題なんですけれども、こちらのところの情報が全くない状態ですので、そういったところは、横浜市さん、経済局さんのほうで、ちゃんと報告させて、調査していただきたいなと思っております。これが調査が不十分なままですと、預り金が使途目的外の利用をされているのではないかというところの疑いがありますので、そういうところも厳密にやっていただきたいなと思っております。後で詳しく説明しますけれども、その振込先の口座の情報ですとか、そういったところも併せてお伺いしたいなと思っております。

次、3番目ですね。ポイント失効分は本来、未完了の事業費として横浜市民に全額還元されるべきものであり、WEDが保有し続けている限り、WEDと横浜市における契約不履行及び事業未完了の状態であります。

この主張に関しては、やはり事業費というのは、目的が市民に配られるべきものであるというところがあります。失効されたままで置いてあるということは、横浜市民に還元されていない。すなわち、事業が未完了であるということで、事業が未完了であるということは、事務費も当然払ってはいけないものでありますので、WEDの事務費が事業完了後に支払われるということがありますけれども、もしそれが支払われてしまっていたのだとしたら、それも取り戻さなければいけない、返還請求しなきゃいけないというところだと思っております。

次のページにいけますけれども、「違法性・不当性の理由」というところに移ります。

こちらに関しましては、委託契約書が3本ありまして、「レシートを活用した市内飲食店利用促進事業業務委託」、これが「レシ活チャレンジ」ですね。「レシ活チャレンジ」の「2」とか「VALUE」とか、そういったのがその後の長ったらしい名称なんですけど、委託契約書がもう一個ありまして、それからもう一つ、最後のやつが「レシートを活用した市民・事業者支援事業業務委託」という契約になります。そちらのところの全ての契約書に書いてあるんですけど、こちらのところに、「事業費は預り金として処理し」、「レシ活チャレンジ」、若しくは「レシ活 VALUE」もそうなんですけど、「ポイント還元分の支払い以外に流用してはならない」と書いてあります。

さらに、「事務費は、「実績報告書」を提出後、本市で検査した後に支払うものとする」と。つ

まり、事業が完了しない限り事務費を払わないよということを書いてあると思っております。なので、そちらのほうの確認をお願いいたします。

そして、2番のところなんです、「違法性・不当性の理由」の2番としては、財務会計上、WEDのほうですね、虚偽記載があるかもしれないというところがあります。ただ、その財務情報なんですけれども、令和4年、5年かな、最近の直近のものがWEDで公開されておられません。なので、このレシ活事業で得た収入とか、そういったところの話とか、預り金の処理とか、そういったところが財務上何も明らかになっていないところがありますので、そちらの情報の提出も強く求めていきたいと思っております。

そういったところが、情報がない状態なので何とも言えないんですけれども、公正な情報提供と透明性が、欠いているものと思われまますので、監査委員の皆様もWEDに対してその情報を提出するように、WEDにどうか、横浜市からWEDに言わせるので、横浜市長にちょっと勧告をお願いいたします。

「横浜市の想定される被害」としましては、こちらは交付金の事業でありまして、国からのコロナ交付金が充当されております。あと、ベンチャーの育成支援でしたっけ、そちらの交付金も入っていますけれども、主に私が問題にしたいのはコロナ交付金の話でございます。

それはなぜかと申しますと、会計検査院から令和4年度にもう指摘がございまして、こういった前払い式の商品券の事業、そういったものに関しては、ちゃんと支払われたという実績がない限り交付金として認めないよと言っているニュースがあります。それは後ほど提出しましたタウンニュースさんが報じてくださいましたけれども、追加の証拠提出として、昨日、10月17日に提出させていただきました事実証明書14に記載があります、そちらを見ていただくとわかりますけれども、コロナ交付金の適用対象外ではないかという疑いが上がっております。そういったところも詳しく調査していただきたいと思っております。

その想定される被害というところに関して戻りますけれども、公金の不正着服の可能性がありまます。そうしますとですね、この交付金が適切にそもそも使われてなかったとすると、返還しなきゃいけない。国に返さなきゃいけない。そうすると市の財政が、この使われた事業に対してお金を充てなきゃいけないわけです。そうすると、本来充てるべきだった市の予算が、この尻拭いと言っちゃあれですけども、抜けてしまった交付金の穴埋めに使われるということになってしまいます。そうしますと、市の予算に本当に支障が生じたことによって、市民のほかの政策に対する影響を受けるというところが考えられますので、そういったところをWEDさんにも、これは交付金事業じゃなかったんですということで、契約無効ですというところを言っていただきたいなと思っております。

次、2番、これはWEDに対するとところなんですけれども、虚偽記載があるかもしれませんが。今後のWEDの会計情報を精査するとどうなるか。この預り金が適切に処理されているかどうかというところを確認しなければいけないと思っております。

あともう一つ、そもそもなんですけれども、WEDさんのこの契約というのが、当初、利

用規約というところ、報道もされましたけれども、利用規約が365日のポイント有効期限がいきなり120日に短縮されていた。それも横浜市には特に通達が最初はなかったようでして、その利用者の人達には通達したとWEDは主張しているんですけども、その通達の仕方、アプリでびよこつと送るみたいな、要するにそういう話だったりとか、問合せした方に対するメールの、こちら、ページで言うと3ページ目になるのかな、「利用者の問合せに対するWEDの回答メール」1回目、2回目とありますけれども、こちらに関してでもですね、全く誠実さのかけらもない返事というか、「利用計画が変わったんだから、それを見ておけよ」みたいな、そういう感じで、利用者を突き放すようなメールを返しております。

しかも、ここに記載していないんですけども、ほかにも証拠がありまして、どういったものかという、WEDがこういったクレームをつけた利用者の方に対して、だったらアプリを削除しなさいとか、そういったことを言ってきたと。アプリを削除した人は、それだとポイントの還元を得られないんですけども、そういうことを言われた方もいらっしまった、ということで、WEDのこの事業を行う、横浜市民に対するサービスを行うという姿勢として、すごい非常に問題があったんじゃないかなと思っております。

そういう意味では、「横浜市民の被害」に移るんですけども、実害はこのアプリの利用者だけじゃないということも主張したいです。そういったアプリを利用された方も、ポイントが失効してしまったことで、すごい残念な気持ちとか、どういうことだというふうに怒りを持った方も当然いらっしやるんです。何万人もいらっしやるんですけども、それ以外にも、この約80億円の事業費ですね。コロナ交付金です、もともと。コロナ交付金というのは、市民に全員に行き渡るべきお金だったんですね。

それがなぜかWEDのポイント失効額の中に含まれてしまっている。ポイント失効額、すなわちWEDの懐に入っちゃっているんですね。WEDはベンチャー企業でありますけれども、本来、東京の会社ですよ。横浜市が支援するべき会社でもないですよ。そういったところの東京の会社さんにコロナの交付金、横浜市の市民が受け取るべき公金が、懐に入っちゃっていると。そういった状況がすごい問題だと思っております。

なおかつ、その事業が失効した状態というのは、まだ未完了だと思っておりますので、事業費が未消化なので、当然事務費も払っちゃいけないですし、そういう事業費が還元されるまではWEDさんは事業を続ける必然性があると思っております。失効したというので終わりといって、横浜市に返すなんてことを確認しているような話もありましたけれども、本来、このコロナ交付金というのは、令和4年度、5年度中に、横浜市民に行き渡らなければいけないものなので、それが行き渡っていないということが問題だと思っております。

「求める措置」に移ります。こんな状態なんですけれども、次の措置を求めますと。

まず1番、WEDに対して厳正な調査を実施していただきたいです。公金、特に預り金の部分ですね、キャッシュフローの全容を明らかにしてほしいです。

WEDに振り込んだ口座、概算払で払った口座とかが、もし当座預金じゃなくて普通口座だったりすると、恐らく金利がどんどん発生していったら、金利の収入というのはWEDのほ

うの懐に入ってしまうですね。そういったことって本来あるまじきことだと思っています。WEDに対する利益供与だと私は考えております。そういったところも、もしそういう不正があった場合には、そういったその振り込みをした、受け取ったものとか、受け渡したものに対する法的な処置を求めていきたいと思っています。

そしてさらに、ポイント失効額についてはですね、WEDから、これぐらいポイントを失効しましたというざっくりとしたことは言われているんですけども、総額も明らかになっていないですし、あと日別、いつ、何日にいくら失効しました、誰のポイントが失効しましたという人単位まで明らかにすることを求めていきます。そうしないと、WEDの言いなりだけでポイント失効額を策定してしまうのは、本当に委託している横浜市としても監督不十分だと思っていますので、そういったところの、WEDが提出したデータが本当に正しいのかという観点で見たいと思います。まず疑うということをお願いいたします。

これはなぜかという、そういった公金の着服の疑いがあるのですから、そういったところは厳しく見ていかないと、WEDが不正をしていることを見逃すことになってしまいますので、そちらは厳しく監査することを求めていきたいと思っています。

そして2番ですね。横浜市として、今後同様の事態が発生しないよう、このような、WEDのような公金にハイエナのごとく群がってくるような、そういういかがわしい会社というのはたくさんあると思うんですね。そういったところの被害に遭わないように、公金の適切な管理体制を求めていきたいと思っています。

恐らく、経済局のほうで振り返りなんていうことをやられていると思うんですけども、その観点も、振り返りを内輪だけでやるんじゃなくて、なるべくいろんな、開かれたところでやったほうがいいんじゃないかなと思って、市民の意見も聞いたほうがいいんじゃないかなと。本来、被害者は横浜市民なので、横浜市民がどう思っているか。こうしたほうがいいんじゃないかという提案がありましたら、そういったところも横浜市経済局は真摯に受け止めてですね、内部のプロセスを改善するとか、そういったところをやっていただきたいので、振り返りを内輪の経済局だけでやるんじゃなくて、もうちょっと広げてやっていただきたいな、市民に開放してやっていただきたいなと思っています。

それから、もちろん横浜市としての責任として、先ほどの繰り返しになりますけれども、WEDに対してはもっとデータを提出させたほうがいいと思っています。WEDさんは全てのサーバーも管理されているし、そういったところの情報も持っているんですけど、ヒアリングというか、横浜市経済局からは、電話で確認したりするとか、書面でとかいうことですが、本当の生データももらって、生データを第三者に解析させて、本当にWEDが正しいことを言っているかというところを確認したほうがいいと思っています。それが、「データの完全性、真正性、責任追跡性の観点から検証すべきです」というのは、横浜市にその観点がなければ、横浜市は外部の業者に委託して、このWEDの言っているデータって正しいよねというところを確認させたほうがいいと思っています。

次、3番ですね。約80億円全ての事業費が横浜市民に還元されるまで事業継続すべきであり、未完了の事業費はWEDポイントが失効させてしまった人達に還元すべきです。

これは、WEDが「ポイント失効させてしまった分は横浜市に返しますよ」なんてことを言っているんですけども、それじゃ完全じゃないですね。結局それって、そのお金は結局横浜市経済局はどうするんですか、交付金をその後どうするつもりなんですかというところにかかってしまうので、本来は横浜市民に還元すべきお金ですよ。もう事業が、WEDがやる気がないんだったら、このポイント事業じゃ続けられないので、じゃ、この失効したお金って、横浜市経済局は、もらったはいいいけど、どう使ったらいいかというのはわからないと思うので、本来はこれは、横浜市に返納されたものは、横浜市は事業費を国庫に返納するしかないのかなと思っております。そういったところは「求める措置」として挙げさせていただいております。

最終的には「差止請求」と「取消請求」になります。こちらは現在進行形で行われている不正行為の継続を防ぐために、以下の差止請求を行います。

WEDに対しては、公金、預り金処理に関する不正行為を即刻停止してください。つまり、着服した公金の返還を行うよう命じる差止請求を提起しますというところですね。

それから「取消請求」ですね。今ポイント失効者に対して、ポイントに戻しますということをやっているんですけども、それも恐らく不完全な内容だと思われまので、この処理をやってしまうと終わったことにされてしまうんですけども、これは正しくない終わらせ方なので、取消をしたいと思っております。今やっているポイントの還元処理自体を取消して、もう一回改めて精査して、WEDが持っている預り金全部を横浜市に返させる。若しくは、WEDが失効させてしまった人々に、全員に、お金として、ポイントではなくてお金としてちゃんと渡すというところが重要なと思います。

私もこのレシ活の報告書を見てすごく疑問に思ったところがありまして、WEDのポイントというのは、ポイントという単位じゃなくて、円という表示で、日本円と全く同じ表記なんです。なので、報告書を見ていても、これはポイントのこの話をしているのか、円の話をしているのかも全くわからないんですね。そういったところもWEDの巧妙なやり方というか、実際のところ、ユーザーの手に本当にお金が渡ったのか、単なるポイントとして記録をただけなのかが、この報告書を見ただけではわからないんですね。なので、そこもWEDに対しては、報告書、これはポイントの話をしているのか、それとも実際に日本円の話をしているのかということもちゃんと明らかにしてほしいなと思っております。

そういったところが今回の措置請求の要旨になります。

それに併せての添付資料というか、事実証明書として、1回目と2回目それぞれございます。

事実証明書の1つ目が、先ほど言った契約書の問題ですね。この契約書も中身がすごく問題がございました。1時間しかないので詳しくは話せない部分もあるんですが、それぞれの契約書の内訳書というところを見ていただくとわかるんですけども、最初の「レシ活チャ

レンジ」は総額2億3,000万円でしたけれども、そこの中の細目のところの内訳をざっくり説明しますと、ここは何ページ目かという、ページ数を振っていないので、すみません。最初の約款が終わった後の設計書の次ですね、そのところに内訳があります。これが事務費と事業費、主に事務費の内訳になっているんですけども、事務費・事業費合わせて2億3,000万円のところの内訳のところがすごく、数字をいじっているというところとわかんと思うんですけど、契約書、見積書のところで、最終的に合計金額に合うようにつつまを合わせるがごとくに単価を設定していて、それを記載しているように見えます。

というのは、アプリの開発・改修費とかシステム運用費とかデータ分析の費用って、人が違うんですね。人が違うのに人件費が同じだったりとか、見れば見るほど、これって本当にこの書面上で数字をいじっているだけだよというふうな契約書になっています。そういうのが「レシ活チャレンジ」でした。

契約書が回を追うごとにひどくなりますという、最初はこれだったんですけど、「レシ活 VALUE」のほうになってきますと、さらに内訳書が簡略化されてしまっていて、人月単価みたいなものもなくなってしまっていて、一式いくらみたいな形の内訳書になってしまっています。しかも、内訳の一式というところの数字が完全に丸められてしまっていて、ゼロがずっと羅列していて、何千万、3,000万とか4,000万とか、そういうようなざっくりとした内訳書になってしまっています。

これは積上げ式の見積りになっていなくて、そういったところも本当に横浜市経済局のほうで、この契約書を適切に確認したのかということも疑いがあります。これはWEDの契約書の作り方も問題ですけども、それをオーケーしてしまった経済局のほうにもちょっと問題があるのではないかなと、私は考えております。

そういった契約書の細かいところの内容につきまして話し出しますとすごく時間が消費してしまいますので、これぐらいにしておきますけれども、契約書の中身については、本当に細かく見なきゃいけないところかなと思っています。

あと次は、ついでにいけますと、事実証明書2の報告書になりますけれども、報告書も、先ほどちょっと言いましたけれども、WEDのポイントが、円とポイントがごっちゃになっているから、この数字はどっちの数字なのか。この円という数字は、ポイントなのか何なのかわからないというのがありましたけれども、もっと大事なことはですね、この報告書に失効の話がほとんど書いてないんですよ。今回失効のことが問題になっていますよね。失効のことが問題になっているのに、「レシ活 VALUE 報告書」には失効のことは一切書かれていないんですね。失効のことをWEDにちゃんと説明させてください。それでなければ報告書として認められないと私は思っております。

今回はそういったところで、当初、失効のことを横浜市経済局さんもそんなに重大なことではないと思っていちゃったのかもしれないんですが、こうやって事件化してしまった以上は、ポイント失効額の報告書を改めて提出を求めるようにしたほうがいいと思っております。

失効の推定額なんですけれども、これは事実証明書10月17日に提出したものに、私も入手しましたけれども、楽天さんがプロポーザルで提案した資料の中に、他社さんのポイント事例ということで、これはWEDさんを指すものだと思うんですけども、WEDさんのポイント失効率がおおよそ30%であるというヒアリング結果を、広告業の関係者の方からヒアリングしましたというプレゼン資料がありましたと。そうなりますと、80億円の預り金の約30%ということは、24億円が失効しているんじゃないかという可能性があるんですね。そういったところが、本当に失効額総額がわかっていない以上、調べなきゃいけないかなと思っています。そういったところを求めていきたいと思っています。

あと、事実証明書3ですね、「レシ活チャレンジ」「VALUE」のポイントの実績ですね。実績というのは、1枚もののペラもので、それぞれ、「VALUE」の実績があるんですけども、こちらもやっぱり問題があるのは、失効額のことを書いてないんですね。これは、この実績に関しても、失効しているということが今回事実としてあるんですから、実際にいくら失効したんだということをWEDに求めなきゃいけないです。

横浜市経済局さんが実際、確認書か何かで失効額の問合せをしていたのかな、何かしていた記録もあったように思いました。それは事実証明書6-2ですね。「レシ活事業業務等に係る質問書」ということで、横浜市経済局長の名前で問合せがあったんだと思うんですけども、それに対する明確な返事がWEDからいただいているのかどうかということも不明瞭です。ポイント失効額総額いくらになったんだと。誰が、いつ失効したのかということころの利用者の名前と、それがいつ失効したのかということころが、WEDのほうしか情報を持っていないと思いますので、そちらの情報も併せて求めるようにしてってください。それが事実証明書3の話ですね。

事実証明書4の話なんですけれども、WEDの本件に関する情報ということで、いろんなWEDの回答のメールとかつけさせていただきました。さっきの不誠実な対応とかですね。

あと、これは本当に付随する情報で恐縮なんですけど、WEDの山内さんという方って、社長の方なんですけど、結構メディアにも登場したりとかして有名だった方なんですけど、今■■■■のアカウントとか■■■■のアカウントとか消しちゃっているんですね。消して、要するに雲隠れじゃないけれども、表の面に立たないふうになっちゃっています。そういったところもすごく疑わしいなと思って。

WEDの本社に訪ねて行った人がいるんですね。そしたら、その本社の住所がもぬけの殻でしたという報告がありました。それは事実証明書8番にありますけれども、会社移転が2023年4月に行われたそうなんですけど、WEDさんって。でも、登記上の住所には、もうそこに行っても誰もいないというところで、たまたまその方は移転した情報をつかみまして、移転した場所も特定できたんですが、その場所ってまだWEDさんってホームページにも公開していないんですね。

つまり、どこにも、普通だったら、うかがい知れないところに会社が存在していて、しかも最近、なんか人員を急に拡張したみたいで、前は数名ぐらいの会社だったのが、今は50

名ぐらいの規模の会社になっていると。それってどこからお金が出ているんだろうなど私は疑わしいなと思っていますので、そういったところも、WEDの財務状況とかそういったところ、あと公開情報が不誠実なところの観点からも、やはりWEDっていうのは信頼できない会社ではないかなというところが類推できましたので、事実証明書として添付させていただきます。

で、それでですね、次が、先ほどの事実証明書9は、レシ活事業を振り返るということで、第1回のを添付させていただきましたが、事業の振り返りというのは、たしか3回ぐらい……、もうちょっとやっておられますね。事業の振り返りを何か経済局のほうでされているということで、その事実関係でわかった部分に関して公開しております。これは今後進展がありましたら、もうちょっとその話もできたらなと思っています。

それで事実証明書の10番ですね、こちらが、先ほど言った楽天がプロポーザルでやった結果を、評価委員会というのが経済局の中でつくられまして、それで採点した結果を書いてある資料なんですけど、採点の結果、WEDが受注したということになってはいるんですけども、その採点の中身の妥当性に関してすごく疑問がありますというところがありました。これもまた1時間の中で説明するのはすごい恐縮なんですけれども、まず、5人の評価委員がいらっしやいましたと。その5人のうち、最低点をつけた方が3人いらっしやるんですけど、最低点が全部同じ点数だったというところがすごく疑問があります。

そして、最低点をつけたのが、2つが楽天につけて、1つがWEDだったかな、最高得点が楽天なんだけれどもとか、そういうふうにもうまいこと、これも何かつじつま合わせしているんじゃないかなあみたいなのに見えるようなプロポーザルの評点で、最終的にはWEDが、評価委員の3人が支持して、委員長ともう一方は楽天のほうに軍配を上げているんですけども、そういったような内容になっておりました。

そここのところの評点をつけた方、今もう退職されちゃった方も混ざっているんですけども、そういった方の情報も含めまして、その方のヒアリングも含めまして、どういう採点をしたのかなというところの中身のことにしても、今回WEDを採用したということがそもそも問題だと私は考えているので、その採用プロセスにおいても問題がなかったかどうかというところを確認していただきたいなと思っています。

そういったところで、ほかに、事実証明書の説明になりますけど、11番が先ほどの、これは令和5年……、すみません。今、事実証明書の11だけ印刷が漏れちゃったので、今どなたかちょっと見させてもらっていいですか。事実証明書11番の令和5年8月16日の確認書ですね。ちょっと説明したいので、その……。ちょっと時間が空いちゃったので、ほかの説明をさせていただきますけれども、事実証明書12というのがちょっと、おもしろいというか、後日談みたいな感じになっちゃうんですけど、横浜市が内閣府のほうに問合せした意見照会結果というのが、井上さくら横浜市議の調査によって明らかになっておりました。要は、交付金の使途として、「レシ活って大丈夫なんですかね」というところの質問を横浜市がしておりました。

でも、それに対して、「事実関係として具体的に説明可能な状態にしてくださいね」という、これも資料があるので、ちょっと待ってくださいね。そういう資料がありましたと。

最近全然、私、もう紙の世界で生きてなくて、全部データにしちゃっているの、紙の資料があり過ぎてちょっと説明ができなかったの、ちょっとお待ちください。データとしてはありますので、データで説明いたします。すみません。資料がすごい大量にあつて、印刷し切れなくて、1時間私がちゃんと説明できるということがあまりわかっていなかったの、全部が印刷できてなくて、すみません。

(事実証明書 11 をみて) すみません。ありがとうございます。事実証明書 11 の説明に戻りますけれども、こちらは表面、裏面の2枚の紙になっておりまして、これがレシ活の、横浜市とWEDが確認したということで、確認書というのは何だろうな、これは事業完了確認書ではないのか、何かの確認書、このポイント失効に関する確認なんですね。なので、まだ完了しているわけじゃないんですけども、その中で重要だと思ったところを囲みに書いてあるんですけども、今回の、私、住民監査請求を起こしておりますけれども、こちらが対応が完了するまで、全部読みますね。第7条2のところですね。

「前項の規定にかかわらず、甲が甲の決算監査、住民監査請求 — 今回ですね、あと — 住民訴訟又は横浜市議会による調査権の行使への対応等、地方自治法又は横浜市条例に基づく対応のために追加のデータ開示を必要とするとき — 私が求めている追加のデータ開示を求めているとき — は、甲乙は誠実に協議するとともに、乙は業務上合理的に可能な範囲において最大限努力する」と。乙というのはWEDですね。WEDに対して、すごく努力しなさいということが定められ、確認書で確認されておりますので、そういったところも踏まえて監査を進めていただきたいなと思っております。

すみません。ちょっと時間かかっちゃいましたが、次、事実証明書 12 の話に戻ります。事実証明書 12 というのが、これも [REDACTED] から、こういった情報があったということで情報提供をいただいたんですが、質問内容としては、「会計検査院による「令和3年決算検査報告」において指摘のあった、商品券等の配布事業に関して質問です。」ということで、「商品券等の配布事業においては、使用されない商品券等の未換金相当額等が商工会や住民らに滞留している場合の未換金相当額等に交付金を充当しない取扱いとなっておりますが、アプリによるポイント還元事業における未換金相当額に該当するものとしては、ポイント失効分が対象となるという理解でよろしいでしょうか。」という質問をされております。

それに対する内閣府の回答が、「会計検査院指摘を踏まえた留意事項を踏まえ、地方公共団体において対外的に説明可能なように整理し御対応ください。」という返事が来ております。こちらの返事のとおり、対応をお願いしたいと思っております。

そういったところの事実証明書の 12 番までの説明なんですが、次、事実証明書の 13 として、これは井上さくら横浜市議の「トキタマ日記」、カタカナで「トキタマ日記」でちょっと漢字になっちゃってるのは誤記なのですが、カタカナで「トキタマ日記」というのが、10月2日でブログが投稿されております。こちらのほうに、今回のレシ活に関する問題点、

整理された情報がございます。問題点の指摘もございますので、監査委員様の御参考になればと思ひまして、事実証明書として挙げさせていただきます。

それから最後、事実証明書の15なんですが、これは楽天のプロポーザルの内容の抜粋になっております。WED社の高過ぎるポイント失効率について言及があります。これですね、これです。楽天さんには楽天ポイントというポイントがありますが、楽天ポイントというのは、基本的には楽天のサービスを利用した人に対するおまけのために支払うので、基本的には楽天は売上に対してポイントが支払われるという形なので、おまけの扱ひなんです。WED社の場合は、ちょっと、ポイントって異質なもので、利用者から買い取ったものをポイント化するという仕組みになっておひまして。なので、WEDさんって何で儲かっているのかなって、僕もあまりよくわからないんですけど、ビジネスモデルが。そういうことも含めまして、楽天さんからのプロポーザル内容を見ていくと、楽天のポイントでは失効率が数%にとどまるのに対して、WEDさんの場合はポイント失効率が30%近くになるんだよというヒアリング結果が載せてあります。

そういったことも踏まえまして、なぜ、このWEDにこのポイント事業を委託したのかというところが本当に疑問になっておひます。常識で考えれば、楽天さんのほうが優れた、低いポイント失効率なので、適切な業務が行われると推定されるんですが、30%近くポイント失効するんだよといわれている事業にコロナ交付金を突っ込むということは、会計検査院が指摘していることの、本当にやっちゃいけないことをやっているのではないかなと私は考えておひます。そういったところも監査していただきたいなと思っております。

はい。すみません。途中、資料がなくて時間がなくなっちゃいました。今40分ぐらいの時間を説明したので、それぐらいで一通りは説明したんですが、次の進み方として、私はわからないんですが、どうなる感じですか。

○藤野代表監査委員 それでは、よろしいでしょうか。

○請求人 はい。

○藤野代表監査委員 それでは、各委員から質問等あれば、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(質問なし)

それでは、特にないようですので、以上で請求人の陳述の聴取を終わります。

請求人の方は立会人席へ移動をお願いいたします。また、関係職員は陳述人席へ移動してください。

○請求人 最後にちょっとお願いがあるんですけど、今度関係職員が見解を述べるときに、できれば補職名ってあるじゃないですか。補職名とお名前を言っていただきたいと思います。

○藤野代表監査委員 それは、はい。

○請求人 よろしくおひいたします。

どうもありがとうございました。

(請求人立会人席・関係職員陳述人席移動)

○藤野代表監査委員 それでは、続きまして関係職員の陳述の聴取を行います。

関係職員は、所属、補職名及び氏名を述べた上で、本件監査請求に関する見解を簡潔・明瞭に陳述してください。

それでは、陳述を始めてください。

○雨堤陳述人 よろしくお願ひします。私は経済局市民経済労働部長の雨堤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は私を含めて5名の関係職員が出席しておりますので、一人ずつ紹介してまいります。

○藤野代表監査委員 よろしくお願ひします。

○宮崎陳述人 経済局商業振興課長 宮崎でございます。よろしくお願ひいたします。

○内海陳述人 同じく経済局商業振興課担当係長 内海と申します。よろしくお願ひします。

○木野知陳述人 政策局政策課長の木野知と申します。よろしくお願ひいたします。

○林陳述人 政策局政策課担当係長の林と申します。よろしくお願ひいたします。

○藤野代表監査委員 それでは、陳述を始めてください。

○雨堤陳述人 それでは、見解書を用意しておりますので、それを読み上げることで御説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

見解書、令和5年10月18日、経済局・政策局。

1 「レシ活事業について」、(1) 概要です。レシ活事業は、市民の皆様が買い物した際のレシートを投稿いただき、その金額に応じて、ポイントとして還元する事業です。

受託者の既存のアプリを活用することで、迅速に市民生活と市内事業者の支援を同時に実施できる事業として実施いたしました。レシ活の事業参加者は、受託者の利用規約、以下利用規約といいますが、これに同意して、事業に参加しております。

(2) の実施時期・回数です。令和3年度から4年度にかけて、受託者の既存のアプリを活用し、「レシートを活用した市内飲食店利用促進事業」、以下「レシ活チャレンジ」といいますが、これを2回、「レシートを活用した市民・事業者支援事業」、以下「レシ活 VALUE」といいます。これを2回、計4回実施いたしました。4回の契約金額の合計は約88億円で、うちポイント還元にかかる事業費は約80億円、システム改修や広報、コールセンター運営等にかかる事務費は約8億円でした。

(3) 業務委託仕様書、以下仕様書といいますが、これで定めた委託業務の内容でございます。

アの「レシ活チャレンジ」ですが、1回目は「アプリを通じたレシート写真等の読み取りによる、参加者へのポイント還元」、「市内飲食店で一定額以上を利用した参加者への抽選の実施と景品の発送」、「参加者属性データに基づく市内飲食店利用状況の分析」、「広報や問合せ対応等のその他の業務」で、2回目は「アプリを通じたレシート写真の読み取りによる、参加者へのポイント還元」、「参加者の属性データに基づく市内飲食店利用状況の分析」、「広

報や問合せ対応等のその他の業務」でした。

イの「レシ活 VALUE」ですが、1回目、2回目ともに「アプリを通じたレシート写真の読み取りによる、参加者へのポイント還元」、「参加者の属性データに基づく市内事業者利用状況の分析」、「広報や問合せ対応等のその他の業務」でした。

(4)「履行期間終了後の対応」です。履行期間終了後、受託者から仕様書で定めた成果物(報告書データ、収集したデータ一覧、データ分析結果、問合せ対応記録、ポイントの利用状況のデータ)の提出を受けており、委託業務は仕様書のとおり履行されたことを確認しております。

なお、「レシ活 VALUE」の1回目では、事業開始当初、参加者の本人確認に時間を要したことや問合せの対応などで混乱が生じたほか、アプリ版とは別に実施した郵送申請で、参加者の重複確認の履行に一部不備がありましたが、早期の事態収束に努めるなどの対応を講じ、仕様書に基づき支障なく委託業務が履行されたことを確認しております。その後、受託者からの請求に基づき支出手続を完了しております。

(5)「ポイントの有効期間」です。1回目の「レシ活チャレンジ」、令和3年12月から令和4年4月においては、還元したポイントの有効期間は1年間、利用規約で定められておりました。受託者は、令和4年8月22日付で利用規約を改訂し、ポイントの有効期間が1年から120日に変更されました。2回目の「レシ活チャレンジ」、令和4年8月から9月と、「レシ活 VALUE」、こちらは1回目は令和4年8月から10月、2回目は令和5年1月から2月の実施期間中のポイントの有効期間は120日でした。

ポイントの有効期間は、利用規約の定めによるもので、参加者は利用規約に同意いただいた上、本事業に参加していると当時考えておりましたので、委託契約にポイントの有効期間についての定めを設けておりませんでした。2回目の「レシ活 VALUE」に先立ち、令和4年12月に、市のホームページでポイントの有効期間について周知を行いました。

2の「契約における事業費の取扱いについて」です。

(1)「委託料の支払いに関する規定」。2回目の「レシ活チャレンジ」と「レシ活 VALUE」においては、「事業費は、概算払も可能とし、支払方法については本市と協議の上決定し、支払うものとする。なお、概算払の場合は、横浜市予算、決算及び金銭会計規則に基づく本市との協議の上、支払方法を決定するものとする。なお、事業費は預り金として処理し、『レシ活チャレンジ』(若しくは『レシ活 VALUE』)のポイント還元分の支払い以外に流用してはならない」と規定しています。

(2)「事業費の執行状況の確認」です。委託契約期間中、日々のポイント還元状況について、受託者からデータ共有ツールを介し、速報値の報告を受けておりました。事業費の実績値については、受託者から成果物の報告を受け確認しています。受託者は、概算払金受領額と概算払金執行額の差引残額について精算を行い、差引残高を戻入しております。これらにより、本市は、事業費は参加者に対するポイント還元で全額使われていることを確認しております。

(3)「預り金の規定を設けた理由」です。上記(1)の「預り金として処理し、『レシ活チャレンジ』(若しくは『レシ活 VALUE』)のポイント還元分の支払い以外に流用してはならない」という規定は、「受託者が実施しているレシ活事業以外の事業に流用してはならない」という趣旨で設けたものであり、還元後、利用規約の定めにより失効したポイントに相当する事業費の返還を求めるものではありません。

3の「受託者との協議について」です。

まず、(1)の「経過」ですが、令和5年6月13日以降、市民の皆様からポイント失効に関する問合せが本市に多く寄せられたことを受けまして、受託者に協議を申し入れ、同年6月16日から8月10日までの間、対面や電話、WEBによる協議を16回実施いたしました。当該協議は、レシ活事業の契約に基づくものではなく、本市の申入れに基づき、受託者が契約外(任意)の協議に応じたものでございます。

(2)の「確認書」です。令和5年8月16日に、「レシートを活用した市内飲食店利用促進事業及びレシートを活用した市民・事業者支援事業業務委託に関する確認書」、以下「確認書」といいますが、これを取り交わしました。

この確認書の中では、「レシ活参加者の失効ポイント数」、「失効ポイントは1ポイント1円と換算すること」、「受託者のシステムエラーにより生じた失効ポイントの復活日や有効期間、復活方法、周知」、「受託者の規約に基づき生じた失効ポイントの本市への自主返納」などを定めております。

次のページです。(3)の「失効ポイントの取扱い」です。受託者との契約時、ポイント有効期間の定めは、利用規約によるものと考えており、受託者との契約では、ポイント失効の日付別・利用者別のデータを市に提出させる旨の規定は設けておらず、レシ活事業への参加により得たポイントとレシ活以外のミッションで得たポイントを分けて管理する旨の規定も設けておりませんでした。

そのため、受託者に対しまして、6月22日の3回目の協議で「失効したポイントの復活」、「失効したポイント分に関する事業費の取扱い」等を、7月11日の5回目の協議で「失効に関する全体像がわかる数字の開示」等を、それぞれ書面で申入れを行いました。

失効ポイント数については、受託者からは8月4日の15回目の協議の際に口頭で説明を受け、8月16日に確認書で最終的な数字が示されました。

確認書で示された失効ポイント相当額は、本市に返納される予定であり、契約に定めがなかった失効ポイントの問題は解消される見込みです。

なお、受託者から返納される額の取扱いは、現在、国の見解も踏まえ、庁内で調整を行っています。

4の「レシ活事業の振り返りについて」です。令和5年8月から9月にかけて、伊地知副市長をリーダーに、政策局長、総務局長、財政局長及び同局の関係部長をメンバー、外部の弁護士1名をオブザーバーとして、レシ活事業の振り返りをこれまでに4回行いました。

経済局から、事業概要及び当時の状況をリーダー及びメンバー並びに外部のオブザーバ

一である弁護士に対して説明し、事業構想段階での情報収集、②として契約締結に至るプロセス、③庁内のチェック体制、④契約書・仕様書の内容、⑤契約期間中のフォロー、受託者との調整、⑥市民への適切な情報提供、⑦その他事業の効果等の7つの視点から、段階を追って当時の状況を確認し、問題点と課題の把握を行っております。

振り返りの結果は、今後取りまとめを行い、庁内で共有し今後の業務執行に活かしてまいります。

5の「結論」です。レシ活事業について、契約で定めた主な業務内容は、参加者が投稿したレシートの金額の一定割合をポイントとして還元することであり、日々の還元ポイントの報告を受け、ポイント還元は契約に定めたとおり履行されました。

また、受託者との任意の協議により、受託者のシステムエラーで120日経過前に失効したポイントは現在復活し、有効期間である令和6年1月13日までに現金化又はチケット購入に利用されなかった場合、残ポイントに相当する金額は、本市に返納される予定です。

あわせて、120日経過後の失効ポイントに相当する金額も本市に返納される予定です。

レシ活参加者が保有するポイントは、利用規約に同意した上で参加者の意思で保有しているものであり、今後、参加者の意向により現金化又はチケット購入に利用されるものと考えております。

そのため、本件の住民監査請求及び不正行為の継続を防ぐための差止請求並びに不正行為の過去の取引についての取消請求はいずれも理由がないと考えております。

見解書の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○藤野代表監査委員 それでは、よろしいでしょうか。

○雨堤陳述人 はい。

○藤野代表監査委員 それでは、引き続きまして各委員から御質問等あれば、お願いいたします。

○高品監査委員 この、今の御回答の2ページの上のほう、2行目ですが、ポイントの有効期間が1年間から120日に変更されたと書いていますが、これの経緯は何か御存じですか。

○雨堤陳述人 はい、こちらにつきましては、特に契約でポイントの有効期間についての定めはしておりませんでしたので、特段、事前に受託者からの連絡はございませんでした。後日、120日に変わったということを知り、その後ホームページ等で周知を行ったものでございます。

○高品監査委員 理由なんかは聞いていないんですか。変更した理由。

○雨堤陳述人 理由は、その当時は聞いてなかったんですけども、後に確認したところ、同業他社の事例を参考にしたということで、WED社自身の、メディアのインタビューに答えていたということでございます。

○藤野代表監査委員 ほかに何か御意見、御質問等ございますか。

○前田監査委員 よろしいですか。

○藤野代表監査委員 はい。

○前田監査委員 まず利用規約、これは契約時にはあったんですか、なかったんですか。

○雨堤陳述人 こちらは、もともとはWED社、受託者の既存のアプリを使った事業の仕組みになっておりますので、そのときに利用規約はあったものというふうに考えております。

○前田監査委員 そうすると、契約時に市は利用規約を確認しましたか。

○雨堤陳述人 特に利用規約を確認したという記録は残っておりません。

○前田監査委員 なぜですか。

○雨堤陳述人 こちらは、参加者と受託者の規約に基づいて行われるものと考えていたということであったというふうに、当時理解しております。

○前田監査委員 でも、これ、契約上、ポイントの利用が契約目的ですよ。そうすると、実際の利用規約が既にこの業者にあつて、確認して、そのときに、後になって改定という問題じゃなくて、そのときのチェック状況ってどうだったんですか。

○雨堤陳述人 当時のやりとりについては記録が残っておりませんが、私どもも仕様書の中で、失効ポイントの取扱いですとか利用期間の短縮に関する定めというのが当時なかったということがありましたので、現在振り返りというものを行って、当時の契約に課題がなかったかということを確認しているところでございます。

○前田監査委員 というのは、私も楽天ポイントって使っているんですが、楽天と比較した結果、利用規約についてのチェックはどの程度、「記録にない」ではちょっと困るので、評定したときに、楽天の利用規約とこの会社の利用規約を比較するということはなかったんですか。やっぱり、最初1年と言っていて120日というのは、失礼だけど、かなりひどいと思います。

○宮崎陳述人 事業者選定につきましては、公募型プロポーザルという形で行っております。それを行うにあたり、事業者の提案を評価する評価基準をあらかじめ市のほうで定めた上で実施しておりますが、その評価基準の中には、利用規約に関する規定は特に設けておりませんでした。

○前田監査委員 なぜですか。

○宮崎陳述人 繰り返しになってしまうんですけども、本市は当時、受託者の既存のアプリに、活用した形でこちらの事業を実施しておりましたので、ということが理由になるかと思えます。

○前田監査委員 そもそも、楽天じゃなくて何でこの会社にしたという説明にはなっていないと思うんですけど。楽天の利用規約にはこういう問題があると、この会社にはこういう問題があると、利用規約から見たらこうだと。というのはこれ、一般的に、利用規約が市民との間でどういう関係になるかわからないですけども、一度決めた1年間を一方的に変える権利なんて普通ないはずなんです。それがどうしてね、楽天がどうだったからというならわかります。楽天もそうならわかりますけど、私も正確に見てはいないけど、楽天にはそんな規定ないと思うんですよ、一方的に。そこがどうも……というのはこれ、ほかの自治体でこのような事業を行っていましたか。それを調査したことはありますか。

○雨堤陳述人 調査はしております。

○前田監査委員 そこで利用規約等について、あるいは事業者の選定等について、調査・検討したことはありますか。

○宮崎陳述人 事業を企画いたしましたときに、迅速に飲食店支援に基づく市内消費喚起を行うという形で、レシートを活用して還元を行う事業者が当時どれぐらいいらっしゃるのかということ、私ども調査をいたしました。複数の事業者がいるということを確認した上で、先ほど申し上げた公募型プロポーザルという手続をさせていただいております。

○前田監査委員 私はさっきから利用規約について言っているんです。やっぱり利用者側から言ったら、1年間がいきなり120日になるというのは、相当な理由がないと、もともと認められないはずなんですよ、一度規約で打っておきながら、一方的に変えるということは、そうすると、ほかの事業者の利用規約をやれば、恐らくそんな規定ないはずですよ。ないのに、何でこれができたか、よくわからない。

○雨堤陳述人 おっしゃるとおり、利用規約の、短縮ですとかポイントの失効について特段定めていなかったというところは、私ども契約を当初したときに、今振り返りを行っていますが、課題であったというふうに考えております。こちらにつきましては、今、振り返りのメンバーで振り返りを行ってもらっておりますが、その中で、今後の反省材料といいたまいますか、今後の事業運営に生かしてまいりたいというところでございます。

○前田監査委員 問題は、住民監査請求というのは、市において損害があったかどうかの議論なんですけど、いわゆる失効分とかいろいろ、この事業者から返してもらわなきゃいけないものがあるものは、ほぼ精算されるめどはついたということですか。

○雨堤陳述人 そうですね。もともとの契約の中では失効ポイントに関する取扱いというのは定めておりませんでしたので、このままでいけば、失効ポイントはそれぞれ事業者のほうに滞留という、請求人が述べられていたようなことが生じるのかなというところでございましたが、私ども6月から協議を重ねておきまして、8月に確認書をまとめ、締結しましたので、その中で失効のポイントというものは今後、もちろん「結論」の中で申し上げたとおり、今120日目の失効ポイントというのは順次還元されておきまして、その締切が、期限が1月13日になっております。それ以降になります。ポイントというのは返還されるというふうに、道筋がついたものというふうに理解しております。

○前田監査委員 恐らくこれ、来年の1月13日が一つの期限的な目安だけど、その後どのくらいの期間で完全な精算って終わる見込みですか。

○雨堤陳述人 それはまだこれから事業者とどのタイミングで返納してもらおうのかということは話をしていかなければいけないということでございますので、現時点で、いつ返してもらおうという具体的な日付が決まっているわけではございません。

○前田監査委員 となるとですね、今日がまだ10月、3か月後でもはっきりしない。そうすると、この会社の財務状況はどうなっていますか。

○雨堤陳述人 私どもは受託者の財務状況というのは、正確なところは把握しておりませ

ん。

○前田監査委員 いや、だって、倒産したらどうします。来年の、もう既に、来年の3月までもう既に時間がかかっている。それ以降いつまでに精算するめどがたっていない。来年の、失礼だけど、1月まで、あるいは精算までに、この会社の財務状況が悪化して返済を受けられなかったら、どうします。あるいは、そのために担保を提供させるとか、何らかの措置をしないというのはなぜですか。

○雨堤陳述人 現在、確認書の中では、先ほど申し上げた来年1月13日までのほかに、既に失効しているものが、4,100万円ほどがあるんですが、こちらにつきましては、まず早期に返還を求めて、市のほうに自主返納していただくということで今進めておりますが、倒産とか、そういう会社の状況が悪化するというところのリスクは、何か考えて当時確認書を締結したわけではございません。

○前田監査委員 いや、普通の金融機関だったら、財務諸表を出させますよ。したんですか。

○雨堤陳述人 してないですね。

○宮崎陳述人 しておりません。

○前田監査委員 なぜですか。

○宮崎陳述人 任意の協議であったという。

○前田監査委員 いや、任意の協議なんで、じゃあこれ、返還請求権は市にないということですか。預り金ですよ。返還請求権ありますよね、一定の時期が来れば。だって、要するに普通の金融機関でいえば預金ですよ。定期預金だろうが普通預金だろうが、期限があって、いついつまでに返す。金融機関は何が一番違うかというところ、一定の国家的な保証があるから、みんな安心して金融機関から担保を取らずに預けている。でも、この会社の財務状況を、さっきの請求人の話を聞くと、どうも本店移転もはっきりしないような会社が、財務状況がどうだというのは、最低限、財務諸表を出させないと、まだここから3か月、半年間、精算が残っている。少なくとも今4,000万円確定しているんだったら、速やかに返還してもらおう。これ、権利であって、任意の協議じゃないんじゃないですか。

○宮崎陳述人 任意の協議の結果、4,100万円相当の自主返納ということを確認書で定めましたので、繰り返しになりますが、時期は確認書で明確に決めてはおりませんけれども、事業者と協議をして、時期を、あまり間を開けないで、自主返納してもらおう手続を進めております。

○前田監査委員 いつですか。だって、もう確定しているんだったら、自主返納という形はそれは原因であって、結果は返還義務があるということです。そうすると、時期を決めないで、このまま4,000万円、年を越すということですか。

○雨堤陳述人 4,000万円については、年を越さずに、本当に早期、まさに今、先方と協議をしているところでございます。

一方で、120日経過前と、先ほど確認書では4億円余りの金額になるわけですが、こちらにつきましては、9月から順次、ポイントを参加者の方に事業者から還元して、参加者が現

金化ないしチケット購入するということになっておりますので、確定するのが1月13日までの間に順次引き出されておりますので、返してもらうべき額というのは、1月13日を過ぎないと決まらないという状況がまずございます。

○前田監査委員 確定したら、いつ返済のめど、そういった協議はされているんですか。確定して、何億円というお金が、1月13日に、実際確認できるかどうかは別として、確定するわけですよね。

○雨堤陳述人 はい。

○前田監査委員 そしたら、そこから何日ぐらいのめどで市としては返還を、自主返納だろうが何だろうがいいんです、返してもらう予定で組んでおられますか。

○雨堤陳述人 まだ何日後に請求とかという具体的な日にち、期間は決まっておりませんが、本日監査委員からも御指摘いただきましたので、その点を踏まえて、早期に確認書に基づいて返納していただけるよう対応してまいりたいと考えております。

○前田監査委員 いや、今日の結論を見て、「返ってくるから大丈夫だよ」としか聞こえないんです。要は、「返ってくるんですか」という質問なんです、私がさっきからしているのは。本当に返ってくるんですか、じゃあ、その裏付けは何なんですか。確認書の問題じゃないです、これは、期限を決めて、いつまでに払うと。それに対して見合う財源は本当にあるのかどうか、この会社。そうしないと、もう既に今の段階で協議なんていうレベルを超えていると思いますけど。顧問の先生にも確認してください。弁護士の感覚から言ったら、おかし。返済のめどがあるのかどうかははっきりしないで、自主返納なんて言っている場合じゃないですよ。もしそこで損害が発生したら、これは失礼だけど、かなりの問題だと思えますよ。返ってくるから大丈夫だろうというふうにしかなこの見解書には見えません。すみません。ちょっと言い過ぎたかもしれないんですが、以上です。

○藤野代表監査委員 よろしいでしょうか。

○高品監査委員 やっぱり財務状況は、都度チェックしていく必要があるんじゃないですかね。返しますよと言っているだけなので、本当に数字の裏付けがある財務状況が整備されているのかどうか。空約束みたいになっちゃう。

○雨堤陳述人 確認書の中で、先ほど請求人からも説明がありましたが、今回、決算監査ですとか住民監査請求、あるいは住民訴訟又は市議会による調査権の行使の対応等、地方自治法又は横浜市条例に基づく対応のために、追加のデータ開示を必要とするときには、誠実に協議するという事を受託者とは確認しておりますので、こちら、本日いただいた意見を踏まえて、申入れを行い、誠実に協議し、受託者の協力を求めてまいりたいというふうに考えております。

○藤野代表監査委員 ほかによろしいでしょうか。

(質問なし)

それでは、特にないようですので、以上で関係職員の陳述の聴取は終了いたします。

また、今後、監査を行う上で必要な事項について、関係職員に対し書面の提出をお願いします

ることがありますので、よろしくお願いたします。

それでは、最初に申し上げましたとおり、請求人は、ただいまの関係職員の陳述の内容について、5分以内で意見を表明することができます。最後に意見表明を希望されますか。

○請求人 はい。

○藤野代表監査委員 それでは、その場で意見表明をお願いします。なお、質問することはできません。

○請求人 こちらの見解書を読みまして、先ほどの前田監査委員ですとか高品監査委員からも指摘がありましたとおり、やはり、この失効ポイントのところの取扱いとか、WEDの不誠実な対応、倒産リスクもあるような信用のおけない会社であるというところは、私は主張したいと思います。

契約書内容を精査していただくとわかるとおり、本当にずさんな契約書になっておりまして、ずさんなというか、向こうがだます気である気満々なんです。というのは、そういう失効のことはぐらかしていますけれども、ポイントの換算率とか、1ポイント1円とか、そういったところの定義もなかったりとか、本当に、横浜市からお金をもらって、預り金をどうしようか。ポケットに入れて、今は普通口座かもしれないから金利が発生しているかもしれないんですけど、いち早く取り返さないと、向こうにどんどん不当な利益を供与していることになってしまいますので、それこそ、差押えじゃないけど、どれだけできるのかわからないんですけども、財産を把握した上で、取り返せるものは全部取り返すという勢いじゃないと、本当に持ち逃げされてしまうような懸念を私は抱いております。

WEDの社長は、ソーシャルアカウント、のアカウントとかのアカウントとかも削除しております。本店の住所も隠したままです。それで、今、なんか羽ぶりのいいような感じで、イベント事をたくさんやっていますけれども、そんなのは今までやっていませんでした。どこからそんなお金が出てきたんでしょうか。使い込まれている疑惑があるんじゃないでしょうか。いち早く財産を押さえることを僕は求めたいと思います。

それが私の意見ですが、16人ほかにもおりますので、改めて意見書として出させていただきます。どうも今回、監査委員の方、ありがとうございます。

○藤野代表監査委員 それでは、これをもちまして住民監査請求に係る陳述の聴取を終了いたします。皆様お疲れ様でした。

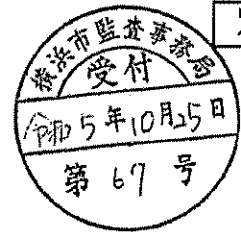
請求人、関係職員、傍聴人、記録者の皆様は御退室願います。

監査委員の皆様はそのままお待ちください。

どうも今日は皆様、長い間お疲れ様でした。

(請求人・関係職員・傍聴人・記録者退室)

午前11時18分閉会



見解書に対する意見書

令和5年10月25日

請求人（代表者）

他請求人 16名

【住民監査請求の意見書 - 総括】

私たちは、横浜市が実施したコロナ交付金 80 億円の市民への還元事業に関する住民監査請求の一環として、以下の懸念を強調いたします。

1 事業の本質的性質（市民への交付金の還元）とポイント付与の目的のずれ

コロナ交付金は市民に直接還元されるべきお金であるべきです。しかし、本事業はその性質上、直接の金銭還元ではなく、ポイントの付与という形で行われました。これは本来のコロナ交付金の還元の目的から逸脱しており、市民への適切な金銭還元を阻害しています。

2 ポイントの失効と未換金相当額の滞留の問題

ポイント失効問題だけでなく、アプリで別のポイントが加算されると、ポイントの失効期限が延長され続け、未換金のままの預り金が WED に滞留し続けることも問題です。参加者のアプリ内に未換金相当額のポイントが滞留したままで、今後ポイントが失効した場合、今回の復元の対象外となることも問題です。今後、未換金相当額のポイントが失効して還元されない場合、事実上、市民に対して支払われるべき預り金を WED が横領したことになります。市民へのコロナ交付金の還元を目指す事業において、ポイントの失効や滞留が発生することは許容できない重大な問題です。

会計検査院からすでに指摘されているとおり、本事業はコロナ交付金対象外の事業となる可能性があります。横浜市が会計検査院の通達を確認しなかったことは、善管注意義務違反にあたり、補正予算を組む事態になれば、横浜市民の公共の利益を損ねたことで損害賠償責任が生じます。また、本事業を補正予算にしたところで、失効した場合 WED の不正利得になりますので、公金の横領の事実は変わりません。

3 WED の財務状況が不明であり、公金を預かる責任上、WED は財務状況を公開する義務があります。

預り金のキャッシュフローを正確に把握することが、今回の事業の完了を確認するために必須の作業ですが、横浜市の協議でも非協力的な WED の姿勢に問題があります。また、レシ活事業以降の財務状況が明らかになっておらず、公金の横領の疑念を晴らすためにも、国税庁による調査が必要です。WED 社長の山内妻人氏が SNS アカウントを削除していることから、会社の計画倒産や逃亡の恐れもあるため、早急な監査・担保の差し押さえ、国税への協力要請が必要です。

以上の点から、私たちは横浜市と受託者である WED 株式会社に対し、コロナ交付金の本質的性質と還元のために即して、適切かつ透明な方法で市民への金銭還元を行うべきだと強く要求します。公共の利益を確保し、公金の適切な取り扱いを保証するために、これらの問題に対する適切な対応と是正を求めます。

【住民監査請求の意見書 - 陳述時における追加の証拠の提出について】

重要な証拠として、私たちは、住民監査請求の陳述の一環として、以下の10件の追加の事実証明書を提出いたしました。これらの証拠は、事業の透明性、合法性、適正性に対する疑念を深め、公共の利益に関する問題提起を目的としています。

【事実証明書6 - 横浜市とWEDとの交渉記録 質問書】

提出した交渉記録は、市とWED株式会社との協議に関するものの一部です。特に第8回の情報開示が行われなかった事についての疑念が生じます。また協議参加者の氏名も公開されておらず、透明性と情報公開の公正さにおいて不審な点が浮かび上がっています。



廣東省公共機構人事管理辦法（草案）

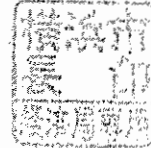
<p>一、總則</p>	<p>（一）目的及宗旨</p>
<p>（二）適用範圍</p>	<p>（一）本辦法適用於本省各級政府機關、事業單位、社會團體及其他公共機構之人事管理。</p>
<p>（三）職責</p>	<p>（一）省、市、縣政府人事行政主管機關，應根據本辦法，分別負責其轄下各級公共機構之人事管理工作。</p> <p>（二）各公共機構之人事管理，應由該機構之負責人負責，並設人事管理部門辦理。</p> <p>（三）各公共機構之人事管理，應遵循下列原則：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 依法管理 2. 公開、公平、公正 3. 德才兼備、任人唯賢 4. 量才適用、人盡其才 5. 嚴明紀律、獎懲分明
<p>（四）人事管理</p>	<p>（一）各公共機構之人事管理，應根據本辦法，制定人事管理辦法，報請主管機關備案。</p>
<p>（五）其他</p>	<p>（一）各公共機構之人事管理，應加強與社會各界之聯繫，廣泛聽取意見，提高人事管理之透明度。</p> <p>（二）各公共機構之人事管理，應加強對人事管理人員之培訓，提高其專業素質。</p> <p>（三）各公共機構之人事管理，應加強對人事管理經費之保障，確保人事管理工作之正常開展。</p> <p>（四）各公共機構之人事管理，應加強對人事管理信息之公開，提高人事管理之透明度。</p>

不 開 示 決 定 通 知 書

経 商 第 号
令和5年9月15日

様

横浜市長 山中 竹春



令和5年7月17日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。

<p>1 開示請求に係る行政文書</p>	<p>令和5年度 レシ活事業におけるポイント有効期限内での失効事件にかかる経済局と業務委託先との協議についての資料全て。 7月6日の記者会見では既に4回行ったとしている。 本請求は請求日までの協議の全てである。 1 協議実施した年月日 開始時間から終了時間 2 横浜市内 参加者の氏名及び所属名、外部の有識者、税理士、公認会計士、弁護士等の有資格者の氏名 3 委託先 参加者の氏名及び職名、委託先側の有識者、税理士、公認会計士、弁護士等の有資格者の氏名 4 協議の内容 尚、横浜市情報開示条例に基づき不開示部分については、本条例の規定に基づき匿名加工情報化は可である。 注：税理士、公認会計士、弁護士等は、匿名加工情報の対象外となる。 上記文書それぞれの起案用紙（回覧ルート、その本文）にかかる全てを含む 上記請求内容のうち、 2 横浜市内 参加者の氏名、外部の有識者、税理士、公認会計士、弁護士等の資格者の氏名 3 委託先 参加者の氏名、委託先側の有識者、税理士、公認会計士、弁護士等の有資格者の氏名</p>
<p>2 行政文書の概要</p>	<p>-----</p>
<p>3 不開示とする根拠規定</p>	<p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例第10条第2項</p>
<p>4 根拠規定を適用する理由</p>	<p>当該開示請求にかかる行政文書について、横浜市内及び委託先共に、参加者の氏名は協議の記録に記載されておらず、また、有識者等は協議に加わっていないことから、当該請求内容に係る文書を作成、保有していないため。</p>

東京大学出版会
〒100-8302 東京都千代田区千代田1-7-8

東京大学出版会 印刷 発行



レインボウカラーにかける疑問

「東京大学出版会」が「東京大学出版会」から「東京大学出版会」へ変更しているという事について、疑問をもちたいと思います。

東京大学出版会が「東京大学出版会」から「東京大学出版会」へ変更しているという事は、東京大学出版会が「東京大学出版会」から「東京大学出版会」へ変更しているという事です。

東京大学出版会が「東京大学出版会」から「東京大学出版会」へ変更しているという事は、東京大学出版会が「東京大学出版会」から「東京大学出版会」へ変更しているという事です。

【疑問提起】 「2010年10月号」に掲載された記事について

東京大学出版会が「東京大学出版会」から「東京大学出版会」へ変更しているという事は、東京大学出版会が「東京大学出版会」から「東京大学出版会」へ変更しているという事です。

東京大学出版会が「東京大学出版会」から「東京大学出版会」へ変更しているという事は、東京大学出版会が「東京大学出版会」から「東京大学出版会」へ変更しているという事です。

東京大学出版会が「東京大学出版会」から「東京大学出版会」へ変更しているという事は、東京大学出版会が「東京大学出版会」から「東京大学出版会」へ変更しているという事です。

東京大学出版会が「東京大学出版会」から「東京大学出版会」へ変更しているという事は、東京大学出版会が「東京大学出版会」から「東京大学出版会」へ変更しているという事です。

「この本が読者の心を打つ」――その意味は、本質的に読者の心、その「心」に、
「心」を打つこと、つまり、その本が読者の心の中に響き渡っていること、
そのことである。

「心」を打つこと、つまり、その本が読者の心の中に響き渡っていること、
そのことである。

「心」を打つこと、つまり、その本が読者の心の中に響き渡っていること、
そのことである。

「心」を打つこと、つまり、その本が読者の心の中に響き渡っていること、
そのことである。

【読者の心】 「7月1日の読者の心と読者の心への対応について」

読者の心は読者の心、つまり、その本が読者の心の中に響き渡っていること、
そのことである。

「心」を打つこと、つまり、その本が読者の心の中に響き渡っていること、
そのことである。

「心」を打つこと、つまり、その本が読者の心の中に響き渡っていること、
そのことである。

「心」を打つこと、つまり、その本が読者の心の中に響き渡っていること、
そのことである。

【事実証明書 7 - 市長定例記者会見の一般質問の記録】

市長定例記者会見における一般質問記録は、レシ活ポイント失効に関する市の対応状況についての記録です。住民として疑念を抱いているポイント失効等に対する市の回答が、情報提供と説明責任の観点からも不十分な内容でした。また、この時点（令和5年7月6日）では、ポイント滞留に関する情報提供がされておらず、横浜市の説明は透明性・適正性に欠けていると言えます。

記者レクチャー（監録）

● ● ● ●	<p>市長定例記者会見（令和5年7月6日）の録音・録画内容</p>
● ● ● ●	<p>レシ活ポイント失効に関する質問</p>
● ● ● ●	<p>市長：レシ活ポイント失効に関するお問い合わせは、レシ活ポイントの運用状況について、お問い合わせください。また、レシ活ポイントの運用状況については、レシ活ポイントの運用状況について、お問い合わせください。</p> <p>市民：レシ活ポイント失効に関するお問い合わせは、レシ活ポイントの運用状況について、お問い合わせください。また、レシ活ポイントの運用状況については、レシ活ポイントの運用状況について、お問い合わせください。</p>
● ● ● ●	<p>市長：レシ活ポイント失効に関するお問い合わせは、レシ活ポイントの運用状況について、お問い合わせください。また、レシ活ポイントの運用状況については、レシ活ポイントの運用状況について、お問い合わせください。</p> <p>市民：レシ活ポイント失効に関するお問い合わせは、レシ活ポイントの運用状況について、お問い合わせください。また、レシ活ポイントの運用状況については、レシ活ポイントの運用状況について、お問い合わせください。</p>

【事実証明書 8 - WED 本社に関する情報】

WED 株式会社の本社情報に関する提出は、会社の透明性に関するものです。住民として、契約相手の実体に対する不透明さが気になります。WEB サイトの住所情報の更新が滞っている点も指摘されており、WED 社のレン活事業に関する発言の信頼性にも疑念が残ります。そのような WED 社の発言を鵜呑みにしている横浜市の姿勢にも疑念を持たざるを得ません。

● [REDACTED] 7月25日
WEDのオフィス、リンクの移転先は2階

所在地が101号って時点で整合性ありません。SSUビル101号はは築抜けの殻です。賃貸契約解除しなければ登記はそのままにしておけますからね #横浜市 #レン活 #WED

2016年5月26日

会社名

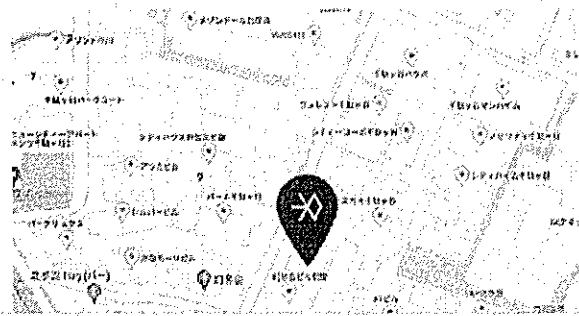
WED株式会社 (WED, Inc.)

所在地

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-12-8 SSU
ビル 101

お問い合わせ

info@wed.company



● [REDACTED] 7月25日
返信先: [REDACTED] さん

今年4月に登記上の住所から引っ越ししたわけですね。
広くてピカピカ
2週間以内に登記の変更届は出せてませんね。期限を守っていたら今頃大変でしたから、先見の明ってやつですね。

【事実証明書 9 - レン活事業振り返り 横浜市経済局内部メンバーのみの議論】

提出されたレン活事業振り返りは、経済局内での議論内容を示しています。特に、コロナ交付金の使用目

【事実証明書 10 - 評価委員会開催経過及び評価結果（令和4年7月15日）】

提出された評価委員会関連の情報は、楽天と WED の評価に関するものです。楽天ではなく WED を評価した理由について、詳細な調査が必要であることを示唆します。また、評価委員会のメンバーに退職者が含まれている点についても WED 選定に公共の利益に反する意思決定が行われた疑念がありますので、監査で明らかにする必要があります。



令和4年度退職者名簿（抜粋）

氏名	退職年月日	職種	所属部署	退職理由	退職年月日
〇〇〇〇〇〇	2022.03.31	役員	取締役	退職	2022.03.31
〇〇〇〇〇〇	2022.03.31	役員	取締役	退職	2022.03.31
〇〇〇〇〇〇	2022.03.31	役員	取締役	退職	2022.03.31
〇〇〇〇〇〇	2022.03.31	役員	取締役	退職	2022.03.31
〇〇〇〇〇〇	2022.03.31	役員	取締役	退職	2022.03.31
〇〇〇〇〇〇	2022.03.31	役員	取締役	退職	2022.03.31
〇〇〇〇〇〇	2022.03.31	役員	取締役	退職	2022.03.31
〇〇〇〇〇〇	2022.03.31	役員	取締役	退職	2022.03.31
〇〇〇〇〇〇	2022.03.31	役員	取締役	退職	2022.03.31
〇〇〇〇〇〇	2022.03.31	役員	取締役	退職	2022.03.31

令和4年度3月31日に退職した〇〇〇〇〇〇副委員長の採点は WED に最高評点をつけている。また、その配下の商業振興課の〇〇〇〇〇〇も WED に2番目に高い評点をつけている。この二人の採点に問題があったとする場合、両者の採点を取り除いて3名（〇〇〇〇〇〇委員長、〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇委員）の評価委員で採点状況を見ると、WED の合計点は418点、楽天の合計点は464点となり、楽天が大きく上回ることがわかる。



【事実証明書 11- レシートを活用した市内飲食店利用促進事業及びレシートを活用した市民・事業者支援事業業務委託に関する確認書（令和5年8月16日）】

提出された確認書は、契約に関する重要な文書です。契約内容や業務委託に関する詳細情報が含まれており、透明性を高めるために必要な文書と言えますが、発注側の横浜市が、市民から疑念を持たれている受託者である WED に対しての調査が及び腰であり、客観的な日付別・利用者別のデータを入手することなく、WED の言い分だけでポイント失効額を確定させようとしている点が大問題であり、会計検査院の指摘の通り、失効額だけでなく、滞留額も特定して、WED から返還を求めなければなりません。

2 前項の規定にかかわらず、甲が甲の決算監査、住民監査請求、住民訴訟又は横浜市議会による調査・権の行使への対応等、地方自治法又は横浜市条例に基づく対応のために追加のデータ開示を必要とするときは、甲乙は誠実に協議するとともに、乙は事業上合理的に可能な範囲において最大限協力する。

【事実証明書 12- 横浜市が内閣府に問合せた意見照会結果（令和5年10月3日）】

横浜市が内閣府に対して問合せた意見照会結果についての情報提供です。この情報は、事業に関する重要な情報の一部であり、透明性を高めるために必要です。横浜市は内閣府から、『会計検査院指摘を踏まえた留意事項を踏まえ、地方公共団体において、対外的に説明可能なように整理しご対応ください。』と回答されているため、住民監査請求を通じて、対外的に説明可能なように整理を進める必要があります。

日付	質問内容	回答欄
10月3日	<p>会計検査院による「令和3年決算検査報告」において指摘のあった、商品券等の配布事業に関して質問です。</p> <p>商品券等の配布事業においては、使用されない商品券等の未換金相当額等が商工会や住民等に滞留している場合の未換金相当額等に交付金を充当しない取扱いとなっていますが、アプリによるポイント還元事業における未換金相当額に該当するものとしては、ポイント失効分が対象となるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>会計検査院指摘を踏まえた留意事項を踏まえ、地方公共団体において、対外的に説明可能なように整理しご対応ください。</p>

【事実証明書 13 - 井上さくらのトキタマ日記（令和5年10月2日）】

井上さくら氏によるブログ記事です。井上氏は事業に関連する情報を提供し、透明性を高める一助となります。

いろいろ疑問な点はあるのですが…

特に

120日経過前失効（WEDの「システムエラー」により規約にも反して失効）
約4億ポイント

120日経過後失効
約4,100万ポイント

という数字の根拠が何も無いということの謎。

委員会でも繰り返し聞きましたが、この数字の裏付けや計算プロセスなどのデータはWEDから一切示されておらず、結果としてのこの数字のみ、というのです。

なぜ、データを提出させないのかと市長に聞きましたが
この協議自体が契約外のことである、と正当化。

なんの裏付けも無しに、なぜ何億円分ものポイントが無くなったとか復活させるとかの話を相手の言い値だけで決められるのでしょうか？

市長の肩書き「データサイエンティスト」が泣きますね🥲

第一、重要な数字の根拠を求められない契約とは？？？

2、WEDとの委託契約の問題

失効ポイントを巡る協議がそもそも契約外
という答弁からも明らかな通り

横浜市とWEDとの契約書にはポイントの失効という想定が無く
何も取り決めしていません。

しかも、今年6月に大量のポイント失効

・・・6月13日のシステムエラーの被害者だけで9万7千人の4億円分・・・

が起きた背景には

ポイント有効期間が昨年8月にそれまで365日間だったのに
いきなり120日間と3分の1の期間に短縮されたという問題が。

この規約変更がされたのが昨年8月22日。

横浜市とWEDとの2回目のレシ活事業「チャレンジ2」と「VALUE1」の契約締結が
その1ヶ月前の7月22日。

つまりWEDは、1年間有効のポイントを発行するとして横浜市と契約を結びながらその契約後に有効期間を短縮する、明らかに市民に不利な規約変更を実施。

しかもそのことを横浜市は変更後知ったとのことでありWEDは市に無断で規約を変更。

そして市はそれを追認。

また、これに関する文書は一切無いとのこと。

信じられません☹

市長に、なぜ市民に不利になる規約変更を許したのかと質問しましたが市長は答えず
経済局長からの答弁ではなんと

規約は参加者（市民）がWEDとの間でそれぞれ合意したもの、、、と

WEDへの丸投げばかりか、市民に責任転嫁するような答え。

横浜市の会計に大穴が開く!?! 【レシ活】事業のズサンな実態

<https://sakuraline.hatenablog.jp/entry/2023/10/02/062139>

【レシ活】問題を会計検査院に情報提供しました

<https://sakuraline.hatenablog.jp/entry/2023/10/02/230038>

【事実証明書 14 - タウンニュース南区版 レシ活交付金対象外の可能性 (2023年10月12日)】

地元メディアの記事により、レシ活交付金の対象外に関する情報提供が行われています。これは、事業に関する公共の利益を考慮する上で重要な情報です。

レシ活

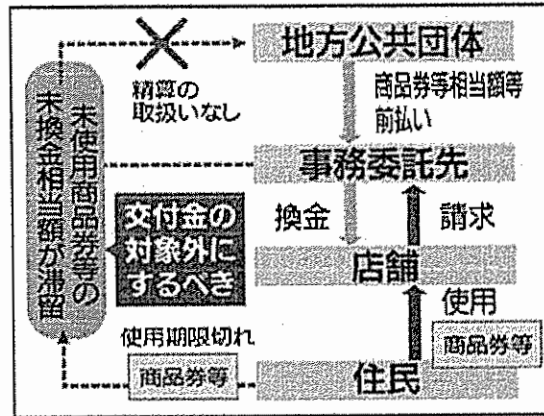
交付金対象外の可能性

未換金の扱い、市会で指摘

(社会)

横浜市が2021、22年度に行った「レシ活」に関し、予算の使い方の一部が財源だった国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対象外なのではとの指摘が市会を出ている。期限切れで未換金のまま市民に還元されなかった予算の取り扱いなどに関するもので、市は対応を協議している。

■会計検査院が交付金を充当するべきではないとした商品券等の配布事業の例



レシ活はコロナ交付金を財源とし、21年12月から23年2月まで断続的に実施。今年6月に市から委託を受けた事業者「WED」のミスで約4億円分のポイントが消滅する問題が発生した。市が事業の検証を続ける中、レシ活に交付金が充てられるかが問われている。

還元予算、業者に滞留

国は22年11月4日付で、会計検査院の指摘を踏まえ、コロナ交付金の使い方に関する事務連絡を出した。この中では、プレミアム付商品券などを販売をする際、自治体から委託事業者に商品券代などが前払いされ、商品券の有効期限切れなどで最終的に未換金のまま滞留した分の予算は交付金の対象外である旨が伝えられた。

22年度の市決算を審議する9月29日の市会特別委員会で井上桜市議＝鶴見区＝が「事務連絡の内容はレシ活も該当するのでは」と指摘した。

レシ活は市がWEDに還元用予算を前払いする仕組み。利用者はアプリからレシートを投稿し、利用金額の20%分がポイントとして付与される。1ポイント＝1円の扱いで、銀行口座に現金で出金するか、電子チケットに交換する。

事業全体で約77億円分のポイントがWEDから利用者に渡った。だが、市が現金での出金額やチケット交換額を把握できる契約になっておらず、最終的に市民が手にした金額は分からない。

ポイントは有効期限の120日を過ぎると消滅し、その分の予算はWEDに残る。6月のミスを受け、WEDはミス分を利用者に返還したほか、期限切れで失効した約4100万円分も市へ自主返納することを決めた。しか

し、依然として利用者が未換金のポイントがあり、その分の予算もWEDに滞留している。

「異なる事業」と判断

事務連絡の内容は22年11月7日に県から市にメールで届いた。交付金を所管する市政策局は内容を見た上で「商品券に関するもので、レシ活は該当しない」と判断。また、市が交付金で進めてきた商店街などが販売するプレミアム付商品券事業は、指摘にあるような前払い方式ではないため、政策局は連絡内容をレシ活を所管する経済局に伝達していなかった。

市「対応整理中」

市会の指摘を受け、政策局が国にレシ活が該当するのを確認したところ「説明できるよう整理して対応を」と回答があったという。10月6日時点で「対応を庁内で整理中」としている。

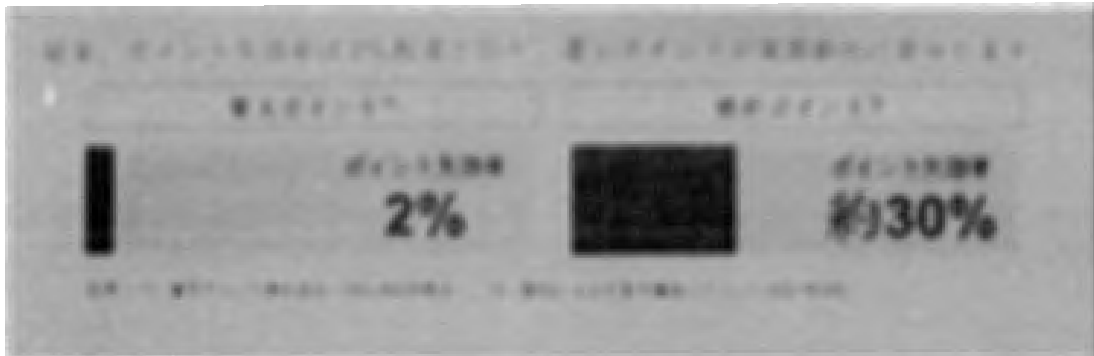
事務連絡に「商品券」の文言がありながら、経済局に情報共有しなかったことについて、政策局は「現時点で振り返ってみれば、念のために関係局と共有するという判断もあったのではないかと考える」としている。

市はレシ活の契約業務などに関する振り返りを8月から9月にかけて行い、当初は9月中に内容を公表するとしていたが、まとめに時間を要しており、10月中に発表するとしている。

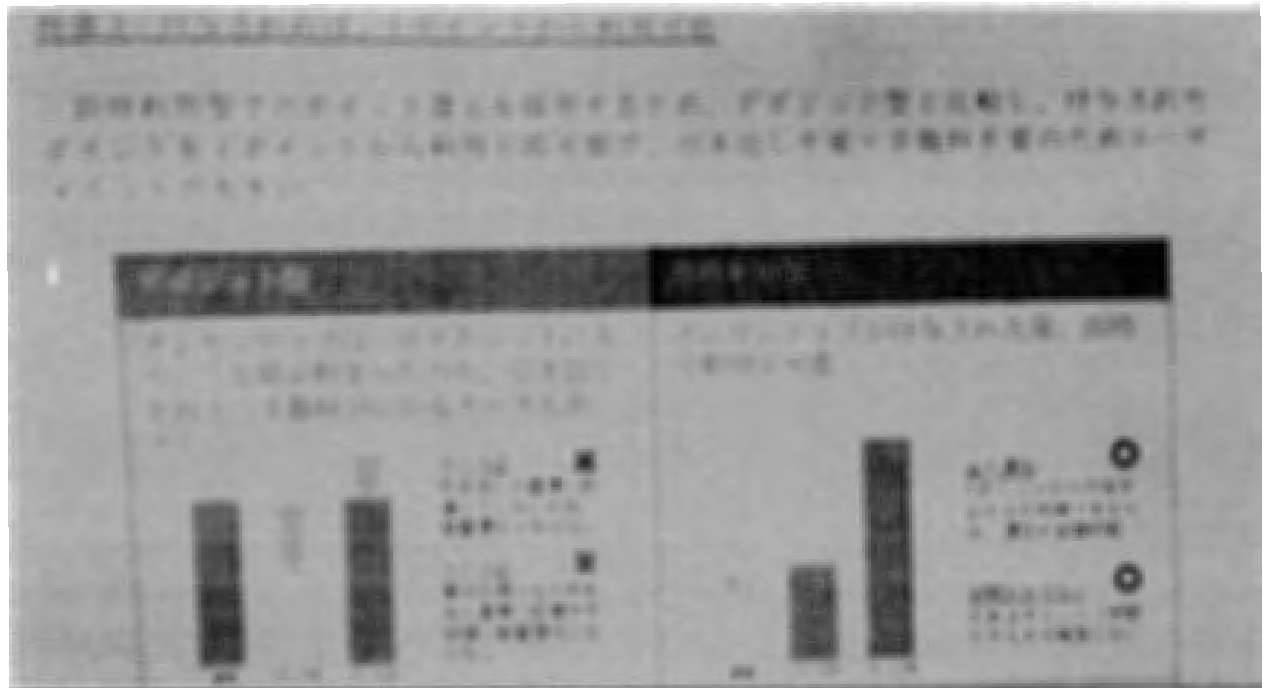
【事実証明書 15 - 楽天のプロポーザル内容抜粋】

楽天のプロポーザルからの抜粋情報が提供されています。この情報には WED 社のポイント失効率に関する言及が含まれており、事業の評価に対する新たな視点を提供します。

これらの事実証明書は、住民として市当局と契約相手である WED 株式会社に対して、透明性と説明責任の向上を求めるものです。我々住民は、公共の利益を守り、適正な公金の取り扱いを確保するために、これらの疑念に対する適切な説明と是正を期待しています。



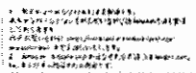
楽天のプロポーザル資料によると、WED のポイントはデポジット型のため一定額がたまらないと使用できず滞留から失効ということが発生してしまう一方で、楽天のポイントは即時利用型であるためすべて還元されるユーザーメリットが大きい仕組みとなっている。



Amazon のギフト券を例にすると、WED ポイント引き換えは、Amazon ギフト券 300 円分の引き換えに WED ポイントが¥360 (¥は WED ポイントを示す記号で日本円ではないことに注意。)が必要で、つまり 20%の手数料がかかる計算になる。WED のポイントは手数料があるため、端数が発生する仕組みになっており、359 ポイントでは引き換えができないため WED のポイントとして滞留後、失効する仕組みとな

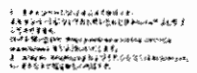
っている。ちなみに楽天ポイントから Amazon ギフト券を引き換える場合、楽天 Edy に変換して引き換えれば手数料がかからずに引き換えが可能であるため端数は発生しない。

amazon ギフト券



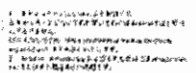
Amazon ギフト券
300円分
¥360

amazon ギフト券



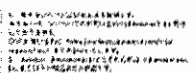
Amazon ギフト券
500円分
¥600

amazon ギフト券



Amazon ギフト券
1,000円分
¥1,200

amazon ギフト券



Amazon ギフト券
3,000円分
¥3,600

また、WED ポイントから口座に引き出す際には 280 ポイントの手数料が必要なことが横浜市会の二井くみよ議員の質問で明らかになり、本来、事務費に相当する換金手数料は、参加者から徴収するのではなく、事務費から支払われるべきものであり、換金実績に基づき横浜市が一括で WED に支払うべきものである。参加者は 280 ポイント未満の換金ができないため、280 ポイントは WED ポイントが滞留し失効してしまうため、換金手数料を参加者に負担させることに合理性はないと言えます。

以上のことから、なぜ楽天と WED の 2 社のプロポーザルで、ポイント失効率が低く、ユーザーの換金利便性の高い楽天が選ばれず、失効率が高く換金手数料を参加者に負担させる WED がコロナ交付金事業として選定されたのか、評価委員会の決定について監査が必要である。

【反論の意見書 - 結論】

最後に、地方自治法第 243 条に関連する指摘についての重要な事項を明示します。地方自治法第 243 条は、公金の適正な取り扱いに関する基本的な原則を規定しており、公金の徴収、収納、支出に関する権限の委任について厳格な制約を設けています。

(私人の公金取扱いの制限)

第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

横浜市は、この事業において公金の取り扱いに関して、地方自治法に明示された規則に違反しています。公金の取り扱いについては、市当局はもちろん、受託者である WED も正確に把握し、適切に管理すべきであり、公金の支出権限を私人に委任することは許容されていないことを強調します。

地方公務員としての責任を負う横浜市職員は、公金の適正な取り扱いについて十分な知識を有しているはずですが、このような背景から、地方自治法第 243 条に違反する行為が明らかである場合、責任は横浜市および受託者である WED に帰属する可能性があることを認識すべきです。

横浜市と WED は、公金の取り扱いに関する法的規制を遵守し、透明性と説明責任を確保するために必要な措置を講じるべきです。地方自治法に違反する行為が明らかである場合、それを是正し、同様の違反を未来に防ぐための措置を講じる責務があります。そのため、本件の住民監査請求及び不正行為の継続を防ぐための差止請求並びに不正行為の過去の取引についての取消請求は妥当であると考えます。